

令和 8 年度

松前町水防計画

松 前 町

目 次

第1章 総則	
第1節 目的 P 1
第2節 用語説明 P 1
第3節 水防の責任と義務 P 3
第4節 津波における留意事項 P 6
第5節 安全配慮 P 6
第2章 水防組織	
第1節 水防本部の設置時期 P 7
第2節 職員配備体制 P 8
第3節 水害本部（災害対策本部）の編成 P 9
1 災害対策本部等との関係 P 10
2 水防本部の廃止 P 10
第3章 水防施設	
第1節 水防倉庫及び資機材 P 11
1 水防倉庫及び資機材の整備 P 11
2 販売業者等調 P 12
3 協定 P 12
第4章 予報及び警報	
第1節 気象通報 P 13
1 特別警報の種類と概要 P 13
2 危険警報の種類と概要 P 13
3 警報の種類と概要 P 14
4 注意報の種類と概要 P 19
5 気象情報 P 24
6 愛媛県の細分区域と対象市町 P 25
7 津波に関する警報・注意報、予報及び情報 P 26
◎ 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方 P 31
第5章 指定河川洪水予報	
第1節 洪水予報を行う河川 P 34
1 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う 洪水予報の指定河川 P 34
2 水位危険度レベルの表示 P 34
3 名称及び発表基準 P 35

第6章 水防活動

第1節 水防活動及び区域	P 37
1 消防（水防）団の活動	P 37
2 水防受持区域	P 37
第2節 水防巡視等	P 38
1 水防巡視	P 38
2 水防信号	P 38
3 水防活動報告	P 39
◎ 水位等の情報提供	P 41

第7章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所	P 42
第2節 水防に関する伝達系統図	P 45
第3節 避難場所	P 47

参考資料

○令和8年度 松前町水防協議会委員名簿	P 49
○松前町水防計画要覧図	P 50
○松前町水防計画要覧図及び現況写真	P 51

第1章 総則

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された水防管理団体たる松前町が法第33条の規定に基づき、松前町の地域に係る河川、湖沼若しくは海岸の洪水、津波若しくは高潮等の水災又は雨水出水による内水に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語説明

水防活動	洪水、内水、津波又は高潮等の場合に、河川の巡視をし、危険な場所には土のうを積んだり、シートを設置したりする。このような水害の被害を未然に防止・軽減する活動を総称して水防活動という。
水防警報	<u>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川及び海岸について、国土交通大臣又は都道府県知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。</u> 一般的に、「待機」、「準備」、「出動」、「警戒」、「解除」の警報種類がある。 個別の河川ごとに、現況の水位の段階に応じて発表される。
水防管理団体 ・水防管理者	その区域の水防に関して責任を持つ団体。市町村が単独で組織する場合と、いくつかの市町村が集まって水防事務組合や水害予防組合を組織する場合がある。また、水防管理団体である市町村の長及び水防事務組合又は水害予防組合の管理者を水防管理者という。
水防団	水防管理団体が水防活動を行うために設置する団体。多くの場合、消防団が水防活動を行っているが、消防団とは別に設置することができる。指定水防管理団体は、消防機関が十分に水防活動を行えない場合には、水防団を設置しなければならない。
水防協力団体	自助・共助・公助のバランスの取れた水防活動体制の確立を図るため、水防管理者（団体）から指定を受け、水防団と連携して水防活動を行う団体で、企業や自治会が指定を受けている。
洪水予報	河川で洪水が生じるおそれのある場合に発表される。国土交通省又は都道府県が気象庁と共同して、洪水が生じるおそれを広く周知するために発表する。洪水注意報及び洪水警報の2種類があり、これらを補足するために洪水情報が発表されることもある。個別の河川ごとに、その状況を水位、流量又は雨量の現況値が発表されるほか、2～3時間先の予測値も示される。
<u>水防協力団体</u>	<u>水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格等に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。</u>
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。
<u>水位周知河川</u>	<u>国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水に</u>

	<u>より国民経済上 重大又は相当な損害を正じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事が、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。</u>
<u>水位到達情報</u>	<u>水位周知河川では、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報をいう。</u>
洪水注意報	洪水により災害が起こると予想されるとき、注意を促すために発表される。
洪水警報	洪水により相当大きな災害が起こると予想されるとき、嚴重に警戒をする必要があると警告するために発表される。
洪水情報	注意報又は警報とともに、雨量、水位、流量、気象など、洪水に係りのある状況が発表される。
水防団待機水位	水防管理団体が水防活動に入る準備を始める目安となる水位
氾濫注意水位	水防団が出動し警戒に当たる目安となる水位
避難判断水位	町長が発する高齢者等避難の目安となる水位
氾濫危険水位	町長が発する避難指示の目安となる水位
<u>氾濫発生水位（氾濫開始水位）</u>	<u>洪水により相当の家屋浸水等が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高）をいう。町長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。</u>
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、 <u>又は浸水を防止することにより</u> 、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域
<u>高潮浸水想定区域</u>	<u>高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより</u> 、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸が氾濫した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定したものの。
重要水防箇所	過去の実績並びに地形及び施設の現況から推定して、洪水又は風浪により堤防の決壊及び氾濫が予想され、水防活動によって相当の効果があると予想される箇所で、次の条件のいずれかを満たしている場合には、当地域の一連の範囲を含めて重要水防箇所とする。 (1) 人家が100戸以上ある場合 (2) 耕地が20ha以上ある場合 (3) 人家が50戸以上、かつ、耕地が10ha以上ある場合 (4) 公共施設又は重要産業施設がある場合
特に危険な箇所	重要水防箇所内であって、既に護岸堤防が破損している箇所又は護岸、堤防などの施設の老朽化により氾濫注意水位までに決壊が予想される箇所

第3節 水防の責任と義務

水防の責任及び義務は、次のとおり法に規定されている。

1 町の責任

町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防組織の確立（法第3条）
- (2) 水防団及び消防団の整備（法第5条）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- (4) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (5) 警戒区域の設定（法第21条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (7) 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (8) 堤防の決壊等の通報及び決壊後の処置（法第25条、法第26条）
- (9) 公用負担（法第28条）
- (10) 避難のための立ち退き指示（法第29条）
- (11) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (12) 水防計画の作成及び県知事への届出（法第33条）
- (13) 水防協議会の設置（法第34条）

2 県の責任

県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように、指導と水防能力の確保に努める責任を有する。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (3) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (4) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (5) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (6) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (7) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第4項）
- (8) 水位の通報及び公表（法第12条）
- (9) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- (10) 洪水予報水位到達情報、氾濫等又は堤防決壊等の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- (11) 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (12) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (13) 自水防管理者に対する水防に浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

- (14) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川指定したときの公示（法第16条第1項及び第3項及び第3項及び第4項）
- (15) 水防信号の指定（法第20条）
- (16) 氾濫等の通報、決壊の通報の通知及び周知（法第24条、法第25条の第2項）
- (17) 避難のための立ち退き指示（法第29条）
- (18) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (19) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (20) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (21) 水防管理団体に対する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (3) 水位の通報及び公表（法第12条）
- (4) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (8) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- (9) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項）
- (10) 重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (11) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (12) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (13) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 下水道管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第23条の2）
- (2) 氾濫等の通報（法第24条の2）

5 気象庁の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第3項及び第4項）
- (3) 高潮予報の発表及び通知（法第11条の3第1項、気象業務法第14条の2第2項）

6 事業者等の義務等

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(法第15条の3)

- (2) 浸水想定区域内の大規模工場等における浸水防止計画の作成及び訓練の実施（法第15条の4）
- (3) 水防協力団体（自衛水防組織）の設置（法第36条）

7 地元住民の義務

水防管理者、水防団長又は消防機関の長より出動を命ぜられた場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない（法第24条）。

8 水防協力団体の義務

- (1) 決壊等の通知（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類できる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ、安全な避難場所までの所要時間が掛かる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、次のとおりである。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置時期

法第10条の規定により、松山地方気象台長と国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長の共同による洪水予報等の通知を受けて、洪水、津波又は高潮等に対する危険があると町長が認めるときは、町において水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。

第2節 職員配備体制

松前町の水防事務を分担する職員は、次に定めるとおり活動するものとする。

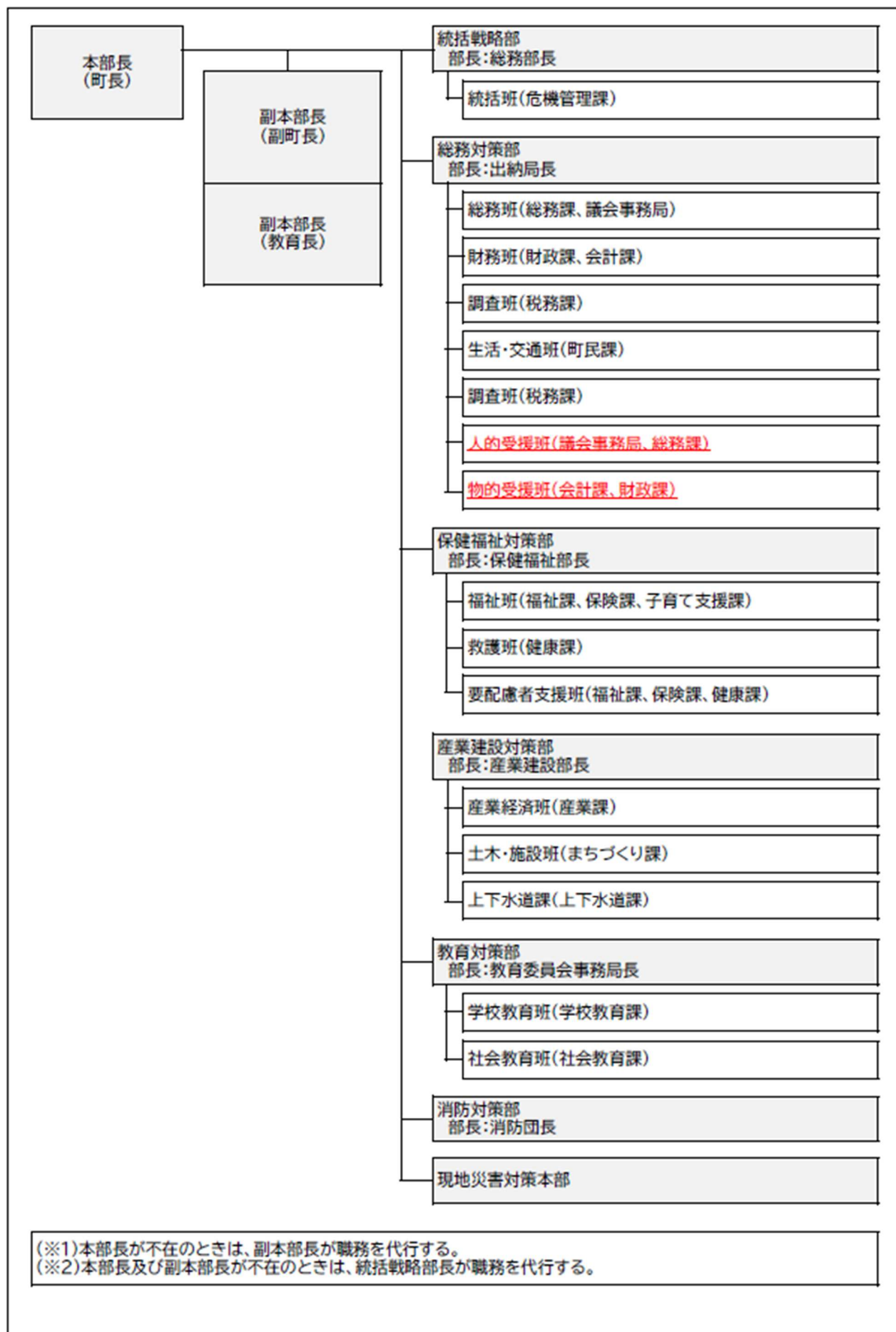
配備区分	配備基準	配備内容	動員人員
水防準備体制 (第1次水防準備体制)	<p><台風> 中予地方の自治体に大雨(浸水害)、洪水、暴風、波浪又は高潮警報が発表されたとき。</p> <p><台風以外> 中予地方の自治体に大雨(浸水害)又は洪水警報が発表されたとき。</p>	<p>1 被害状況の確認及び気象情報等の収集</p> <p>2 動員職員以外の職員に対し「連絡の取れる体制」を指示</p>	<p>危機管理課長補佐</p> <p>危機管理課員</p>
水防準備体制 (第2次水防準備体制)	<p><台風> 松前町に大雨(浸水害)、洪水、暴風、波浪又は高潮警報が発表されたとき。</p> <p><台風以外> 松前町に大雨(浸水害)又は洪水警報が発表されたとき。</p>	<p>前体制の配備内容に加え、町内の巡回と状況把握</p>	<p>1 前体制で動員される職員</p> <p>2 総務部長、産業建設部長、危機管理課長、まちづくり課長、産業課長及び危機管理課長が別に定める職員</p>
警戒体制	<p>現場状況等(※1)で必要性が高まったとき(土のう対応、暴風又は高潮による被害)。</p>	<p>前体制の配備内容に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川樋門及び農業用水等の状況調査 ・土のう対応 ・消防団詰所待機指示(必要に応じ出動) 	<p>【水防本部(災害警戒本部)】</p> <p>副町長を警戒本部長、総務部長を警戒副本部長とし、</p> <p>1 前体制で動員される職員</p> <p>2 総務課長、総務課長補佐、総務課員、産業課員、まちづくり課員及び危機管理課長が別に定める職員</p>
非常体制	<p>1 松前町に気象庁「大雨警報(浸水害)の危険度分布」による「非常に危険」が発表されたとき。</p> <p>2 松前町に特別警報が発表されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設(自主避難所含む)の協議 ・その他松前町地域防災計画(風水害等災害対策編)による。 	<p>【水防本部(災害対策本部)】</p> <p>町長を災害対策本部長、副町長、教育長を災害対策副本部長とし、</p> <p>1 前体制で動員される職員</p> <p>2 上記1を除く、災害対策本部員(部長・局長・課長・消防団長)</p> <p>3 危機管理課長が別に定める全職員(避難所開設の場合は会計年度職員も招集)</p>

(注) 早期避難(避難指示等発令しない避難)を判断した場合は、当該表にかかわらず避難所担当職員等必要な職員を参集させるものとする。

(※1) 現場状況等は、主に次のものをいう。

- ・満潮、干潮の状況・長尾谷川の状況・大谷川の状況・国近川の状況・水門の状況・浸水危険区域の状況
- ・台風の進路状況・雨雲の動き・1時間天気予想(雨量予想)・気象庁「警報・注意報(今後の推移)」
- ・気象庁「洪水警報の危険度分布」・気象庁「大雨警報(浸水害)の危険度分布」

第3節 水防本部（災害対策本部）の編成



1 災害対策本部等との関係

災害対策本部等が設置されたときは、本計画に定める水防組織は、そのまま災害対策本部等に移行し、活動する。

2 水防本部の廃止

別に定める体制の解除基準に基づき、本部長が判断する。

第3章 水防施設

第1節 水防倉庫及び資機材

1 水防倉庫及び資機材の整備

松前防災センター倉庫（松前町大字筒井809番地1）に必要な資機材を適宜備蓄し、備蓄が不足するものについては、資材業者及び機器業者と常に連絡を取り、容易に調達できるように手配しておくものとする。

水防倉庫備蓄資機材状況

（令和8年4月1日現在）

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ビニール土のう袋	枚	3,400	クリッパー	丁	3
杭・丸太1m	本	95	助れん	丁	5
なわ	巻	5	救命浮輪	個	1
鉄線	kg	100	救命胴衣	着	5
ロープ（トラロープ）	巻	1	防水ビニールシート	枚	25
照明灯	個	1	チェーンソー	台	1
スコップ	丁	39	鋼杭	本	45
鎌	丁	32	水中ポンプ	台	1
鋸	丁	6	ボート	艘	1
くわ	丁	13	一輪車	台	4
雁爪	丁	3	シノ	個	6
掛矢	丁	6	船外機	台	1
ハンマー	丁	13	カッター	個	4
ペンチ	丁	3	発電機	台	1
斧	丁	1	たこ	丁	3
ツルハシ	丁	2	高圧洗浄機	台	7

2 販売業者等調

資材名等	業者名	所在地	電話番号
土のう袋	(有) フクイ	昌農内232-3	089-984-0896
金物類	(有) フクイ	昌農内232-3	089-984-0896
土・砂・砂利	(株) 愛亀	北川原79-1	089-984-3387
機械器具	(株) 愛亀	北川原79-1	089-984-3387
	(株) 二神組	北川原2	089-984-2310
	(株) 桃建設	筒井1355-1	089-984-1102
	(株) 鈴木建設	北黒田575-1	089-984-1224
	まさき建設(株)	筒井339-1	089-984-1019
	(有) 村井組	筒井335-4	089-984-0007
その他一般	DCM(株) DCM松前店	筒井850	089-994-6070

3 協定

協定名称	締結先	協定内容	電話番号
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	一般社団法人 愛媛県電設業協会	指定避難所等へ電設資器材(発電機や投光器等)の提供を行う。	089-931-5598
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	松前町土木部会	道路・橋梁等の応急対応や資機材リースのあっせんを行う。	089-984-1857
災害時における物資供給等に関する協定	(株) 宇田 釣り具のフレンド 松前店	救助に必要なボート・ライフジャケット等の資機材の供給を行う。	089-908-4164

第4章 予報及び警報

第1節 気象通報

松山地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を四国地方整備局長及び愛媛県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報、指定海岸高潮予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は、設けられていない。

松山地方気象台が発表する気象警報・注意報等のうち、水防上必要なものは、次のとおりである。

1 特別警報の種類と概要

特別警報の種類	概要
<u>レベル5大雨特別警報</u>	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。</u>
<u>レベル5氾濫特別警報</u>	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
暴風特別警報	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。</u>
暴風雪特別警報	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪に伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。</u>
波浪特別警報	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。</u>
<u>レベル5高潮特別警報</u>	<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。</u>
津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。（なお、「大津波警報」の名称で発表される。）

※過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

※特別警報の発表例文は「資料編第12 愛媛県地方気象警報等例文」P290 参照。

2 危険警報の種類と概要（基準表は、表1に示す。）

特別警報の種類	概要
<u>レベル4大雨危険警報</u>	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表される。</u>
<u>レベル4氾濫危険</u>	<u>台風や集中豪雨等による河川の氾濫により重大な災害が起こる恐れが大きい</u>

陰警報	<u>いと予想したときに発表される。</u>
レベル4高潮危険警報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により、重大な災害が発生するおそれ大きいと予想したときに発表される。</u>

(表1) 特別警報基準表

一次細分区域		中予	東予		南予	
市町をまとめた地域		二	東予東部	東予西部	南予北部	南予南部
特別警報	レベル4大雨	<u>区域内の各市町で表3、4の基準に到達することが予想される場合</u>				
	暴風(平均風速)	陸上20m/s, 海上25m/s				
	暴風雪(平均風速)	陸上20m/s, 海上25m/s 雪を伴う				
	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm 山地 12時間降雪の深さ 30cm				
	波浪(有義波高)	3.0m				
	レベル4高潮	<u>区域内の各市町で表5の基準に到達することが予想される場合</u>				
	津波	<u>区域内で24ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合</u>				

3 警報の種類と概要 (基準値は、表2に示す。)

警報の種類	概要
レベル3大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル3氾濫警報	<u>台風や集中豪雨等による</u> 河川の <u>氾濫</u> により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼び掛けられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル3高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(表2) 警報発表基準一覧表

一次細分区域		中予	東予		南予	
市町村等をまとめた地域		—	東予東部	東予西部	南予北部	南予南部
警報	レベル3大雨	区域内の各市町で表3、4の基準に到達することが予想される場合				
	暴風 (平均風速)	陸上20m/s, 海上25m/s	陸上20m/s [※] , 伊予灘25m/s, 宇和海 25m/s		陸上20m/s, 海上25m/s	
	暴風雪 (平均風速)	陸上20m/s, 海上25m/s 雪を伴う	陸上20m/s [※] , 伊予灘25m/s, 宇和海 25m/s 雪を伴う		陸上20m/s, 海上25m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ 10cm 山地 12時間降雪の深さ 30cm				
	波浪 (有義波高)	3.0m	伊予灘4.0m, 宇和海 4.0m		4.0m	
	レベル3高潮	区域内の各市町で表5の基準に到達することが予想される場合				
	津波	区域内で24ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合				

※ 瀬戸（アメダス）の観測値（風向きが南東～南西）は25m/sを目安と

※ 警報の具体的な数値は、愛媛県における過去の災害の規模と気象資料から、各種警報を発表する際の基準として定めたものである。

※ 警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな警報が発表されたときは、これまで継続中の警報は自動的に解除されて、新たな警報に切り替えられる。

(表3) 大雨警報基準表

(令和6年5月28日基準)

市町とをめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中予	松山市	18	127
	伊予市	16	134
	東温市	16	139
	久万高原町	17	144
	松前町	19	—
	砥部町	15	140
東予東部	新居浜市	24	129
	西条市	20	124
	四国中央市	22	129
東予西部	今治市	16	93
	上島町	12	119
南予北部	八幡浜市	16	114
	大洲市	11	119
	西予市	13	115
	内子町	15	119
	伊方町	12	119
南予南部	宇和島市	18	110
	松野町	17	178
	鬼北町	16	164
	愛南町	18	123

(表4) 洪水警報基準表

(令和7年5月29日基準)

市町村等をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。	指定河川 洪水予報による基準
中予	松山市	石手川流域=27.6, 内川流域=10.9, 小野川流域=16, 立岩川流域=14.1, 河野川流域=9.1, 大川流域=9.6, 久万川流域=3.9, 宮前川流域=3.1	立岩川流域=(8, 12.1), 久万川流域=(12, 3.6)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=10.3, 森川流域=15.5, 上灘川流域=12.4, 豊田川流域=8.4	豊田川流域=(8, 7.5)	重信川 [出合]
	東温市	内川流域=7.2, 表川流域=24.6, 滑川流域=13.9	—	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=34.5, 久万川流域=29.2	—	
	松前町	国近川流域=6.4, 長尾谷川流域=4.3	長尾谷川流域=(8, 3.8)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=18.6, 玉谷川流域=8.5	砥部川流域=(10, 18.4), 玉谷川流域=(6, 7.6)	重信川 [出合]
東予東部	新居浜市	阿島川流域=10.3, 国領川流域=24.3, 尻無川流域=10.9, 東川流域=12.5, 渦井川流域=12, 客谷川流域=8.4	東川流域=(8, 11.9)	
	西条市	加茂川流域=42.5, 渦井川流域=20.8, 中山川流域=31.4, 大明神川流域=10, 室川流域=8.6	加茂川流域=(18, 31), 渦井川流域=(8, 16.9), 中山川流域=(16, 29.2), 大明神川流域=(8, 9), 室川流域=(8, 7.7)	
	四国中央市	金生川流域=19.2, 契川流域=6.7, 赤之井川流域=5, 西谷川流域=6.3, 関川流域=27.4	金生川流域=(11, 19.3)	
東予西部	今治市	頓田川流域=17.1, 蒼社川流域=28.4, 浅川流域=9.2, 山之内川流域=6.8, 菊間川流域=10.1	浅川流域=(8, 8.2)	
	上島町		—	
南予北部	八幡浜市	宮内川流域=7.7, 喜木川流域=11.5, 五反田川流域=8.9, 千丈川流域=9.8	宮内川流域=(7, 7.3), 喜木川流域=(7, 11.4),	
	大洲市	矢落川流域=14.3, 久米川流域=11, 嵩富川流域=11.1, 河内川流域=3.8, 和田川流域=5.7, 深部川流域=4, 都谷川流域=6.6, 野田本川流域=6.9	矢落川流域=(5, 13.5), 久米川流域=(5, 11)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域=37.1, 岩瀬川流域=11.7, 西川流域=5.7, 谷道川流域=4, 皆江大川流域=6.6	—	
	内子町	小田川流域=35.5, 麓川流域=14.2, 中山川流域=19.1, 田渡川流域=17.8	小田川流域=(8, 32.1), 田渡川流域=(6, 16)	
	伊方町		—	
南予南	宇和島市	三間川流域=20.2, 須賀川流域=16.3, 来村川流域=13.9, 岩松川流域=21	来村川流域=(10, 11.9), 岩松川流域=(10, 19.2)	
	松野町	目黒川流域=17.3, 広見川流域=47.2	—	
	鬼北町	広見川流域=43.9, 三間川流域=27.7	—	

部		奈良川流域=15.1	
愛南町		僧都川流域=21.6, 惣川流域=11	僧都川流域=(10, 19.4), 惣川流域=(10, 9.9)

(表5) レベル4高潮危険警報・レベル3高潮警報基準表

市町村等を まとめた地域	市町	危険警報	警報
		水位(高潮予報海岸に限る)又は潮位基準	
中予	松山市		2.6m
	伊予市		2.6m
	松前町		2.6m
東予東部	新居浜市		2.7m
	西条市		2.7m
	四国中央市		2.8m
東予西部	今治市		2.5m
	上島町		2.5m
南予北部	八幡浜市		(伊予灘側) 2.4m
			(宇和海側) 1.7m
	大洲市		2.4m
	西予市		1.7m
	伊方町		(伊予灘側) 2.6m
		(宇和海側) 1.7m	
南予南部	宇和島市		1.7m
	愛南町		1.7m

4 注意報の種類と概要（基準値は、表6に示す。）

注意報の種類	概要
レベル2大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル2氾濫注意報	台風や集中豪雨等による氾濫により____災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通傷害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
レベル2高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

（表6）注意報発表基準一覧表

一次細分区域	中予	東予		南予		
	—	東予東部	東予西部	南予北部	南予南部	
注意報	レベル2大雨	区域内の各市町で表7の基準に到達することが予想される場合				
	強風 (平均風速)	陸上12m/s, 海上15m/s	陸上12m/s*, 伊予灘15m/s, 宇和海15m/s		陸上12m/s, 海上15m/s	
	風雪 (平均風速)	陸上12m/s, 海上15m/s 雪を伴う	陸上12m/s*, 伊予灘15m/s, 宇和海15m/s 雪を伴う		陸上12m/s, 海上15m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 12時間降雪の深さ 5cm 山地 12時間降雪の深さ 15cm				
	波浪 (有義波高)	1.5m	伊予灘2.0m, 宇和海2.0m		2.0m	
	レベル2高潮 (潮位：標高)	区域内の各市町で表9の基準に到達することが予想される場合				
	津波	区域内で24ページ「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の基準に到達することが予想される場合				

※2 瀬戸（アメダス）の観測値（風向きが南東～南西）は15m/sを目安とする。

※ 注意報の具体的な数値は、愛媛県における過去の災害の規模と気象資料から、各種注意報を発表する際の基準として定めたものである。

※ 注意報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報が発表されたときは、これまで継続中の注意報は自動的に解除されて、新たな注意報に切り替えられる。

※ 有義波高：ある地点で一定時間（例えば20分間）に観測される波のうち、高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高

(表7) 大雨注意報基準表

(令和6年5月23日基準)

市町と村等たを地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中予	松山市	10	88
	伊予市	10	93
	東温市	10	97
	久万高原町	10	100
	松前町	11	115
	砥部町	8	93
東予東部	新居浜市	10	94
	西条市	11	90
	四国中央市	14	94
東予西部	今治市	10	67
	上島町	8	86
南予北部	八幡浜市	9	80
	大洲市	6	84
	西予市	9	81
	内子町	8	84
	伊方町	9	84
南予南部	宇和島市	13	78
	松野町	11	126
	鬼北町	11	116
	愛南町	13	87

(表8) 洪水注意報基準表

(令和6年5月23日基準)

市町と村め等を地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。	指定河川 洪水予報 による 基準
中予	松山市	石手川流域=22, 内川流域=8.7, 小野川流域= <u>12.8</u> , 立岩川流域=11.2, 河野川流域= <u>7.3</u> , 大川流域= <u>7.6</u> , 久万川流域=3, 宮前川流域=1.8	石手川流域=(5, 20.2), 内川流域=(8, 8.7) 小野川流域=(5, 9.1), 立岩川流域=(8, 9.1) 大川流域=(7, 7.6), 久万川流域=(9, 2.6), 宮前川流域=(8, 1.8)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=8.2, 森川流域=12.4, 上灘川流域=9.9, 豊田川流域=6.7	中山川流域=(8, 6.6), 豊田川流域=(8, 5.4)	
	東温市	内川流域=5.7, 表川流域=19.6, 滑川流域=11.1	内川流域=(8, 5.7), 表川流域=(8, 15.7)	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=27.6, 久万川流域=23.3	仁淀川流域=(5, 27.6), 久万川流域=(5, <u>17.1</u>)	
	松前町	国近川流域= <u>5.1</u> , 長尾谷川流域=3.4	国近川流域=(5, 3.8), 長尾谷川流域=(7, 2.2)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=14.8, 玉谷川流域=6.8	砥部川流域=(6, 11.8) 玉谷川流域=(5, 6.8)	重信川 [出合]
東予東部	新居浜市	阿島川流域=8.2, 国領川流域=19.4, 尻無川流域=8.7, 東川流域=10, 渦井川流域=9.6, 客谷川流域=5.2	国領川流域=(5, 19.4), 尻無川流域=(5, 8.7), 東川流域=(5, <u>7.6</u>), 渦井川流域=(5, 9.6),	
	西条市	加茂川流域=34, 渦井川流域=16.6, 中山川流域=25.1, 大明神川流域= <u>8</u> , 室川流域=6.8	加茂川流域=(9, 27.3), 渦井川流域=(5, 15.2), 中山川流域=(5, 25.1), 大明神川流域=(8, 6.7), 室川流域=(7, 6.8)	
	四国中央市	金生川流域=15.3, 契川流域=5.3, 赤之井川流域= <u>4</u> , 西谷川流域=4.9 関川流域=21.9	金生川流域=(9, <u>11.9</u>), 西谷川流域=(9, 4.9), 関川流域=(11, 14.5)	
東予西部	今治市	頓田川流域= <u>13.6</u> , 蒼社川流域=22.7, 浅川流域=7.3, 山之内川流域=5.4, 菊間川流域=7.9	頓田川流域=(5, 13.2), 蒼社川流域=(8, <u>18.2</u>), 浅川流域=(5, 6.4), 山之内川流域=(8, 4.3), 菊間川流域=(5, 7.1)	
	上島町		—	
南予北部	八幡浜市	宮内川流域= <u>6.1</u> , 喜木川流域=9.2 五反田川流域=7.1, 千丈川流域=7.8	宮内川流域=(7, 4.9), 喜木川流域=(5, 9.2), 五反田川流域=(7, 7.1), 千丈川流域=(7, 4.5)	
	大洲市	矢落川流域=11.4, 久米川流域= <u>8</u> , 嵩富川流域= <u>8.8</u> , 河内川流域= <u>2.9</u> , 和田川流域=4.6, 深部川流域=3.3, 都谷川流域=5.2, 野田本川流域= <u>5.5</u>	矢落川流域=(5, 9.9), 久米川流域=(5, 4.8), 嵩富川流域=(5, <u>8.8</u>), 河内川流域=(5, <u>2.8</u>), 和田川流域=(5, 3.6), 都谷川流域=(5, <u>3.7</u>)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域= <u>29.6</u> , 岩瀬川流域=9.3, 西川流域=4.6, 谷道川流域=4.8, 皆江大川流域=5.2	肱川流域=(7, <u>23.7</u>), 岩瀬川流域=(7, 9.3) 西川流域=(5, 4.5), 谷道川流域=(5, 4.8), 皆江大川流域=(5, 5.2)	
	内子町	小田川流域=28.4, 麓川流域=11.3, 中山川流域=15.2, 田渡川流域=14.2	小田川流域=(6, 27.1), 中山川流域=(5, 15.2), 田渡川流域=(6, 11.4)	
	伊方町		—	

南予南部	宇和島市	三間川流域=16.2, 須賀川流域=13, 来村川流域=11.1, 岩松川流域=16.7	三間川流域=(6, 16.2), 須賀川流域=(10, 11.2), 来村川流域=(10, 8.9), 岩松川流域=(10, 16.7)	
	松野町	目黒川流域=13.8, 広見川流域=37.7	目黒川流域=(5, 13.8), 広見川流域=(8, 30.2)	
	鬼北町	広見川流域=35.1, 三間川流域=22.1, 奈良川流域=12	広見川流域=(8, 28.1), 三間川流域=(5, 22.1), 奈良川流域=(5, 11.2)	
	愛南町	僧都川流域=17.2, 惣川流域=8.8	僧都川流域=(8, 12.6), 惣川流域=(10, 8.8)	

(表9) レベル2 高潮注意報基準表

市町村等を まとめた地域	市町	注意報
		水位(高潮予報海岸に限る)又は潮位基準
中予	松山市	2.2m
	伊予市	2.2m
	松前町	2.2m
東予東部	新居浜市	2.2m
	西条市	2.2m
	四国中央市	2.3m
東予西部	今治市	2.2m
	上島町	2.2m
南予北部	八幡浜市	2.0m
		1.5m
	大洲市	2.0m
	西予市	1.4m
	伊方町	2.2m
1.5m		
南予南部	宇和島市	1.4m
	愛南町	1.4m

【大雨、洪水警報・注意報基準表の解説】

(表3、7) 土壌雨量指数

土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。

大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いています。

(表3、4、7、8) 表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いています。

(表4、8) 流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。

流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1 km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、更に河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものです。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いています。

※ 複合基準は2つの指標(表面雨量指数と流域雨量指数)による基準を示す。例えば、「石手川流域=(5,21)」であれば、「表面雨量指数5以上かつ流域雨量指数21以上」を意味する。

【大雨警報（浸水害）・洪水警報等を補足する情報】

気象庁は、特別警報、警報、注意報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて、常時10分毎に更新）
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報（3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて、常時10分毎に更新）
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）

5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表されるものをいう。

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ・全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- ・四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ・愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ・特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
- ・特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予測、防災上の留意点が解説される場合等に発表されるもの。
- ・顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼び掛けるもの。
- ・少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を呼び掛けたり、解説するためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報^{※1}、竜巻注意情報^{※2}、顕著な大雨に関する気象情報^{※3}などがあり、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼び掛けられている。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。愛媛県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときに発表される。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表される。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

※3 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説される情報である。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避

難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼び掛ける情報（愛媛県と松山地方气象台が共同で発表）。

(5) 社会的に影響の大きな天候についての解説などの情報

少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。

(6) その他の気象情報

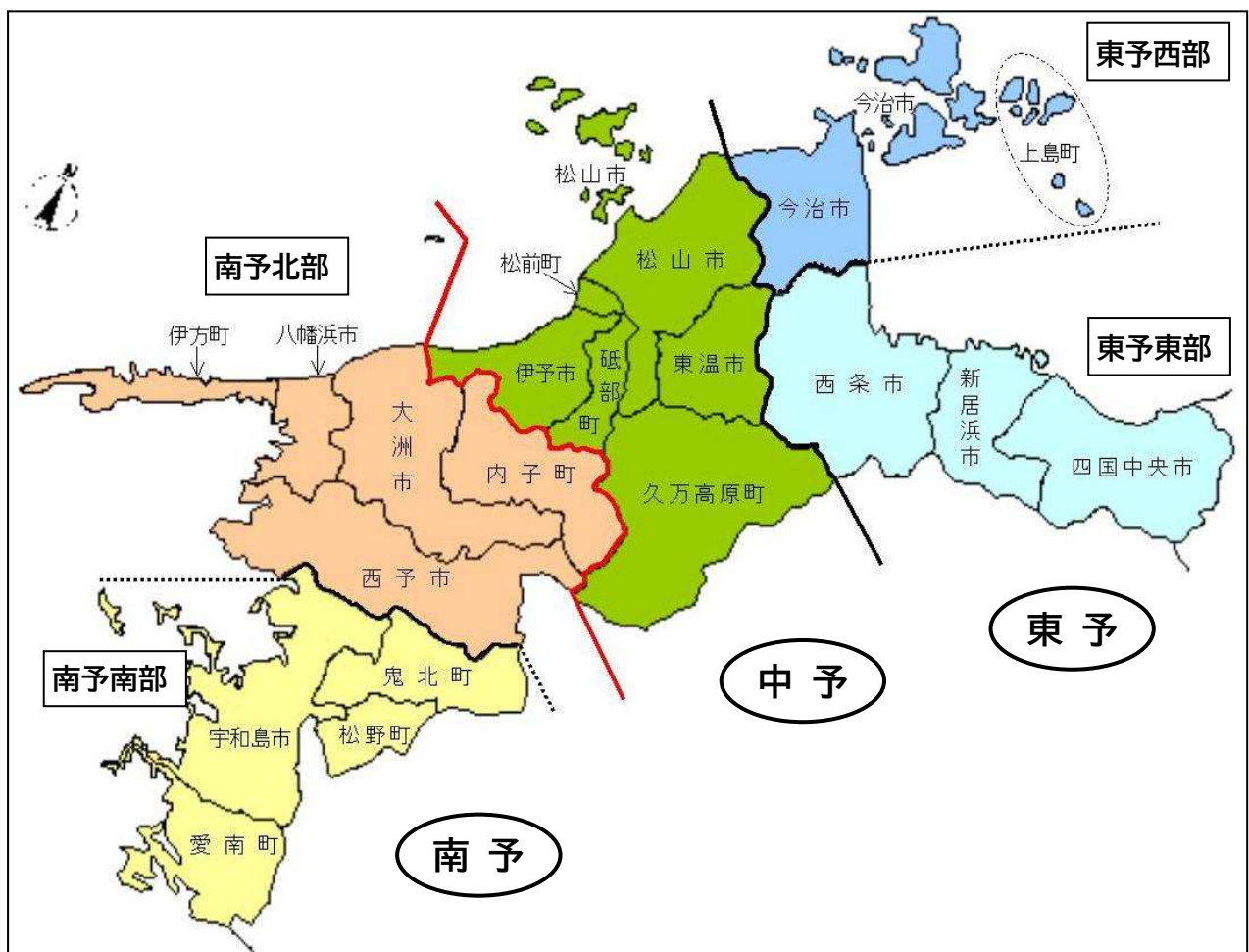
その他の気象情報の種類として、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などがある。なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。（情報は文章形式と図形式の2種類がある。）

6 愛媛県の細分区域と対象市町

愛媛県の細分区域表

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町）
東予	東予東部	新居浜市、西条市、四国中央市
	東予西部	今治市、越智郡上島町
中予	—	松山市、東温市、伊予市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、伊予郡砥部町
南予	南予北部	大洲市、西予市、八幡浜市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町
	南予南部	宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町

愛媛県の細分区域地図



7 津波に関する警報・注意報、予報及び情報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表される予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表される大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表され、非常事態であることが伝えられる。予想される津波の高さが「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等が更新され、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場にととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される <u>津波の最大波</u> の高さ)	巨大	<u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される <u>津波の最大波</u> の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される <u>津波の最大波</u> の高さ≤5m)		
津波警報	予想される <u>最大波</u> の津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される <u>津波の最大波</u> の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。

津波注意報	<p>予想される最大波の津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</p>	<p>1 m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1 m)</p>	<p>(表記しない)</p>	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。</p>
-------	---	---	----------------	--

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※ 表中の「予想高さ」は、「予想される津波の最大波の高さ」をいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、松前町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2） 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き及びその時点 までに観測された 最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第一波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値 (※) とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値 (※) とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値 (※) とも数値で発表

(※) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上掛かることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分と掛からない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波予報区



◎ 津波に関する水防警報に係る基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

津波は、地震の発生地点から沿岸までの距離によって‘近地津波’と‘遠地津波’に大別でき、それぞれ沿岸までの津波到達時間が異なる。このため、水防警報の発表に関しては、当該地での津波到達時間を念頭に、水防従事者の安全に配慮した水防警報の内容や発表基準を定めるものとする。

ア 近地津波と遠地津波への対応

【近地津波】

‘近地津波’は、震源から海岸までの距離の違いにより、到達時間が異なる。

この点に留意し、気象庁の津波警報等の種類や津波到達予想時刻に対応した、適切な津波の水防警報を発表することが望ましい。

‘近地津波’の場合は、短時間で津波が襲来する場合が多い。その間で水防活動を行うためには、気象庁が発表した津波警報等に即応し水防団が出動するなど、活動時間を少しでも確保することが重要となる。

また、津波到達時間が短く水防活動を行う時間を確保できない地域では、水防警報の発表を行わない等、水防従事者の安全に配慮した水防警報の発表基準等を定めておく。



近地津波の要因となる主な地溝型地震



西日本から見た地震（津波）と水防警報の関係イメージ

距離	震源	水防警報		
		情報収集	出動	
近い	東南海地震	×	×	到達時間極めて短い
		×	○	到達時間少し短い
遠い	東北地方太平洋沖	○	△	到達時間時間長い
	チリ地震	○	△	到達時間が十分長い

× 発令しない △状況に応じて発令 ○発令

【遠地津波】

チリ沿岸の地震で発生するような‘遠地津波’の場合は、津波の到達まで時間が長く、水防活動のための時間が確保できる。

【日本近海の地震であっても当該地までの距離が長い場合】

東北地方太平洋沖型であっても西日本地域にとっては、少し遠い地震であり、津波到達までの時間があり、水防活動のための時間がある程度確保できる。

水防活動に当たっては、以下の項目等に留意する。

(ア) 水防活動（巡視、連絡、応急措置等）

⇒対象の重点化

(イ) 水防団の活動（依頼された水門・陸閘等の操作）

⇒対象の重点化

(ウ) 活動時間

⇒「活動可能時間」の有無

(エ) 情報伝達

⇒津波等情報の伝達、連絡体制の確保

(オ) 避難体制

⇒安全な場所までの避難経路、

退避必要時間等の確認



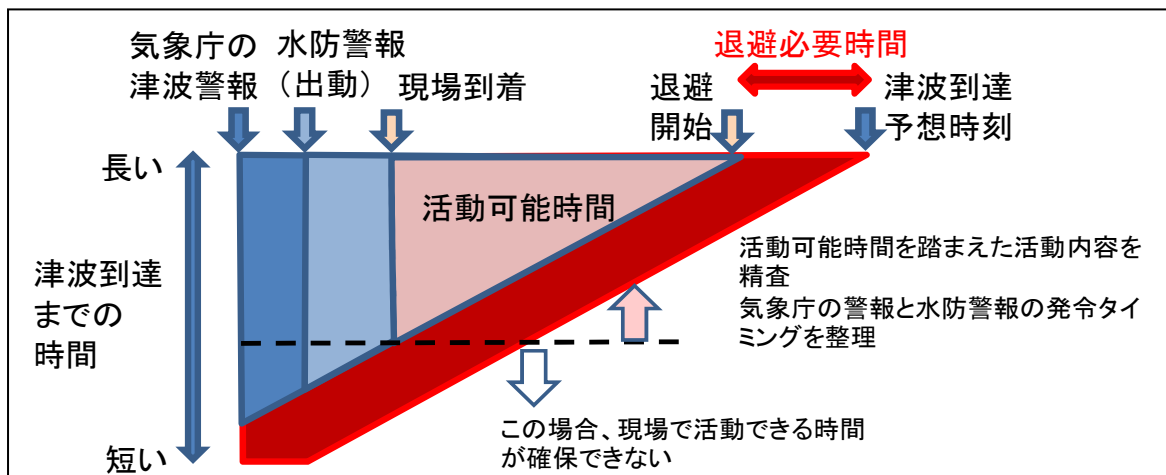
出典：日本被害津波総覧【第2版】（平成10年）／渡辺偉夫
遠地津波の要因となる主な地震

イ 「活動可能時間」の考え方について

「活動可能時間」とは、例えば「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から安全時間を考慮した「退避必要時間」を差し引いた実働可能時間とする。

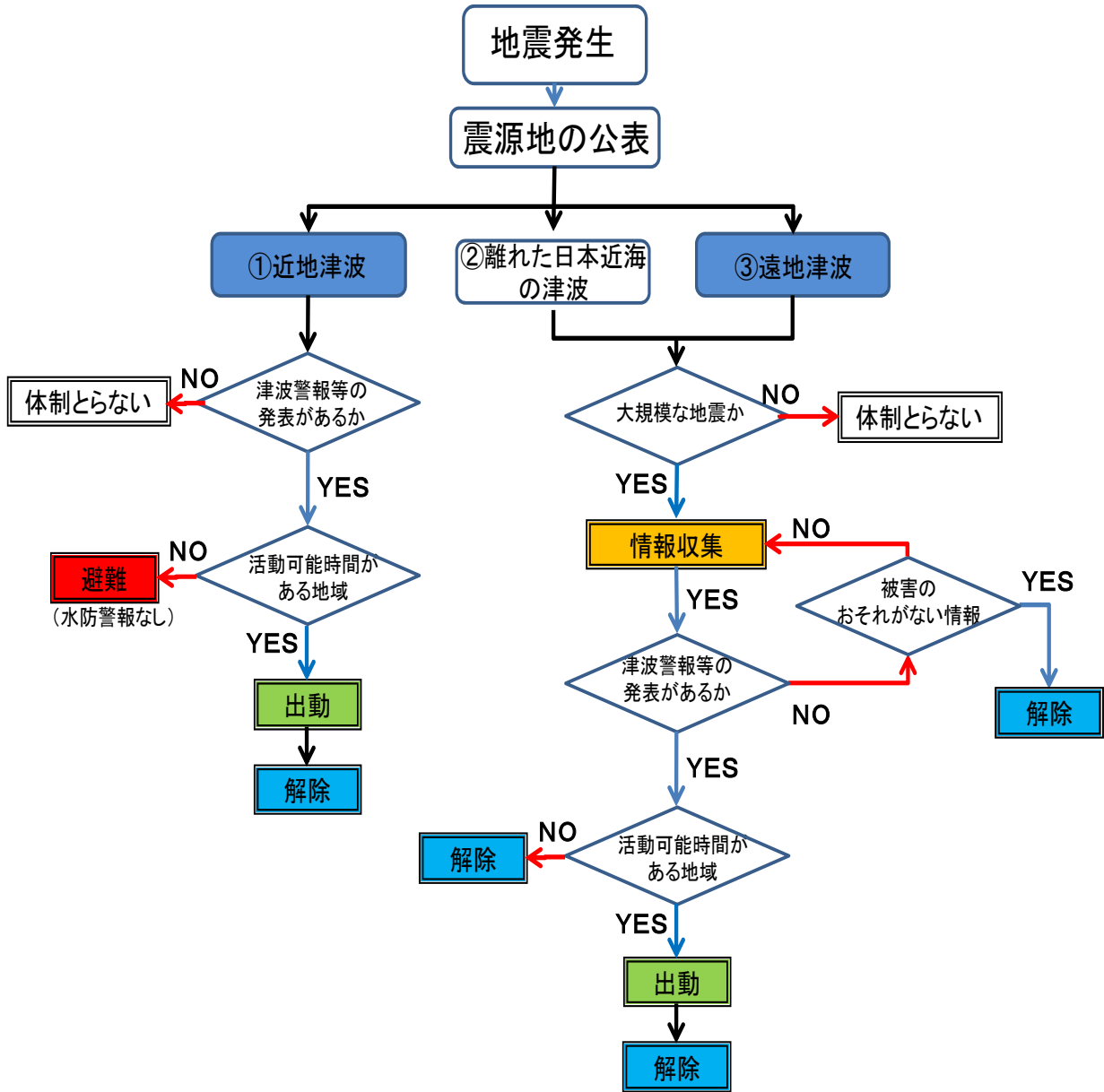
なお、地震後の安否確認や各自の準備時間等にも配慮する。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、防災訓練（避難経路、退避必要時間及び情報の入手等の実地訓練）、危険箇所等の巡視、水防資機材の備蓄確認などの平常時からの備えが必要である。



活動可能時間のイメージ

(2) 水防警報の検討フロー



第5章 指定河川洪水予報

第1節 洪水予報を行う河川

1 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報の指定河川

(1) 洪水予報を行う河川とその区域

河川名	区域	延長
重信川	左岸 愛媛県東温市下林字五反地900番の1地先 から海まで 右岸 愛媛県東温市見奈良柳原25番地先	17,160m

2 水位危険度レベルの表示

水位の危険度 レベル	水位名称	一般住民に周知 する発表情報	重信川出合 水位観測所	水防団の体制	担当分団
1	水防団待機水位		2.00m	水防団待機 (自 宅)	
2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	3.00m	水防団警戒出動	第4・第7 第8・第9
3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	4.60m	水防団全員出動	全分団
4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	5.10m		
5	氾濫 <u>発生</u> 発生	氾濫発生情報	<u>6.69m</u>		

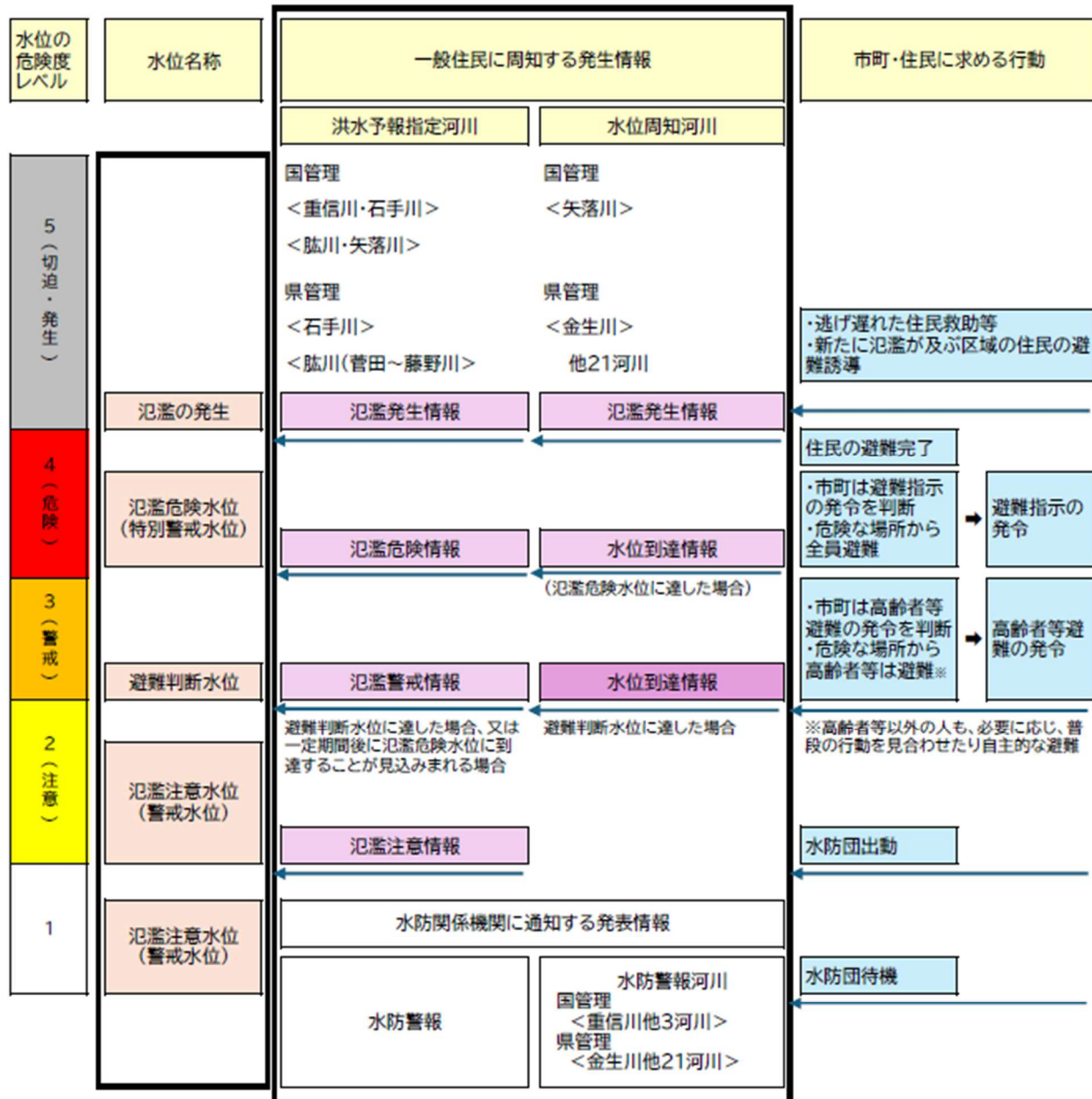
3 名称及び発表基準

	情報名	発表基準
	「 <u>レベル5</u> 氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生 <u>又は氾濫発生水位に到達</u> したとき ※ <u>レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表</u>
	「 <u>レベル4</u> 氾濫危険警報」	・ <u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる</u> とき
	「 <u>レベル3</u> 氾濫警戒警報」	・ <u>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれる</u> とき
	「 <u>レベル2</u> 氾濫注意報」	・ <u>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれる</u> とき
	「 <u>レベル2</u> 氾濫注意情報（警報解除）」	・ <u>レベル4 氾濫危険警報又はレベル3 氾濫警戒警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）</u> 、 <u>又は、氾濫警戒警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く。）</u>
	「 <u>レベル2</u> 氾濫注意報解除」	・ <u>レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報、レベル3 氾濫警戒警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれ</u> がなくなったとき

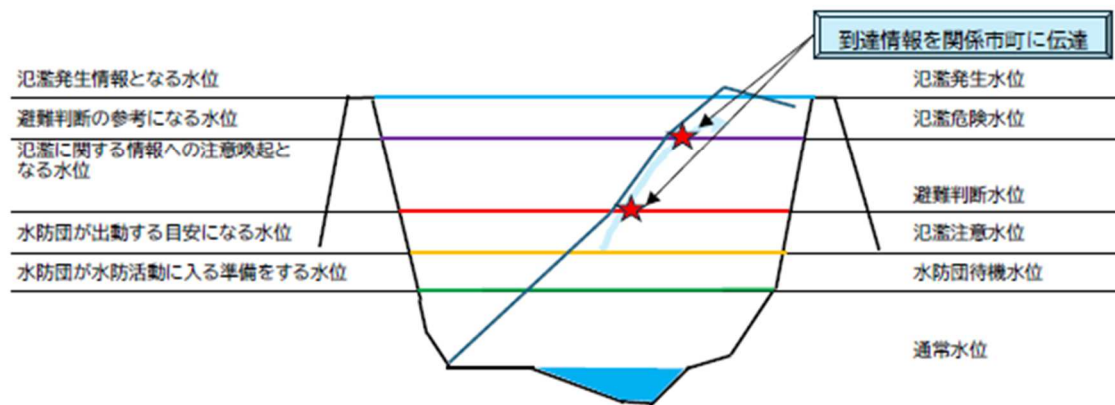
注1 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

(参考)

水位情報の概念



基準水位観測所での推移



第6章 水防活動

第1節 水防活動及び区域

1 消防（水防）団の活動

消防（水防）団は、洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、法第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が解除するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。

2 水防受持区域

消防（水防）団各分団の受持区域は、次のとおり定める。ただし、消防（水防）団長は、必要に応じて受持区域を変更し、他の分団の水防活動を応援させることができるものとする。なお、女性消防（水防）団員については、消防（水防）団長の指示を受けて後方支援に当たるものとする。

（令和7年4月1日現在）

本部	分団名	洪水予報等の連絡		
		通報先	団員数	水防受持区域
消防（水防） 団 長	第1消防 （水防）分団	第1消防（水防） 分団長	29人	松 前 校 区
消防（水防） 副団長	第2消防 （水防）分団	第2消防（水防） 分団長	29人	松 前 校 区
消防（水防） 副団長	第3消防 （水防）分団	第3消防（水防） 分団長	27人	松 前 校 区
消防（水防） 副団長	第4消防 （水防）分団	第4消防（水防） 分団長	37人	北 伊 予 校 区
女性班 リーダー 外9人	第5消防 （水防）分団	第5消防（水防） 分団長	30人	北 伊 予 校 区
合計 14人	第6消防 （水防）分団	第6消防（水防） 分団長	39人	北 伊 予 校 区
	第7消防 （水防）分団	第7消防（水防） 分団長	33人	岡 田 校 区
	第8消防 （水防）分団	第8消防（水防） 分団長	29人	岡 田 校 区
	第9消防 （水防）分団	第9消防（水防） 分団長	34人	岡 田 校 区
	合 計		287人	

第2節 水防巡視等

1 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、消防（水防）団長を通じて直ちに各所の水防受持区域の消防（水防）分団長に対し水防警報等を通知し、必要団員に河川及び水門、樋門、海岸等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、次の各号の報告があったときは、次項に定める「水防信号」を防災行政無線を使って全域又は関係各区域へ吹鳴し一般住民に周知するとともに、更に、必要な消防（水防）団員を招集し、警戒水防活動に当たらせる等指示するものとする。

- (1) 消防（水防）分団長は、水防警報等の通知を受けたときは、必要な消防（水防）団員を招集し、随時河川堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門及び樋門の状況等を調査し、河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、消防（水防）団長を通じて水防本部長に報告するものとする。
- (2) 消防（水防）分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えて洪水のおそれがあり、消防（水防）団員の全員を招集するときは、直ちにその旨を消防（水防）団長を通じて水防本部長に要請するものとする。
- (3) 消防（水防）分団長は、水防のため区域内の一般住民が出動すべきやむを得ない必要があると認めるときは、直ちにその旨を消防（水防）団長を通じて水防本部長に要請するものとする。
- (4) 消防（水防）分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに区域内の一般住民が避難のため立ち退きが必要であると認めるときは、直ちにその旨を消防（水防）団長を通じて水防本部長に報告するものとする。

2 水防信号

水防信号は、愛媛県水防信号規則（昭和25年9月8日規則第57号）の規定に準じて次により行うものとする。

信号の種類		発するとき			措置事項		
第1信号		警戒水位に達したことを知らせるとき。			一般住民に周知するとともに必要な消防（水防）団員を招集し、河川等の警戒に当たらせる。		
第2信号		水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるとき。			消防（水防）団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。		
第3信号		松前町の区域内の居住者が出動すべきことを知らせるとき。			消防（水防）団員のほか、必要により一般住民の出動を求める。		
第4信号		必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるとき。			伊予警察署に通報するとともに区域内の一般住民を避難場所に誘導する。		
河川名	量水標の名称	量水標の位置	消防（水防）団待機水位	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位	
重信川	出合橋量水標	松前町西高柳	2.00m	3.00m	4.60m	5.10m	

愛媛県水防信号規則（昭和25年9月8日規則第57号）

法第20条第1項の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

- 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

区分 \ 方法	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ 〇ー〇ー〇ー〇 〇ー〇ー〇ー〇	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	乱打	約1分 5秒 約1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止

備考 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

3 水防活動報告

消防（水防）分団長は、水防活動終了後2日以内に別表様式第1号により水防本部長に報告しなければならない。

別表様式第1号

水 防 活 動 実 施 報 告 書				
年 月 日				
作成責任者				
出 水 の 概 況	川 水位 m (水位観測所 日 時) 雨量 mm (雨量観測所 日 時)			
実施箇所	川 左 岸 地先 m 右 岸			
日 時	年 月 日 午前 時から 午後 まで (時間)			
出動人員	水防団員 人	その他 人	合計 人	
概況及び工法	工 法			
効果及び被害状況				
使用資器材	資器材名	使用数	居住者の状況	
			水防関係者の死傷	
備考				

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

◎ 水位等の情報提供

1 水位等の観測データの公表

テレメータにより収集された県内（国土交通省、気象庁、県等）の雨量・河川水位・ダム諸量等は、下記のホームページにおいて閲覧が可能である。

「愛媛県 河川・砂防情報システム」 <http://kasensabo.pref.ehime.jp/dosha/>

2 CCTV（河川監視カメラ）による河川情報提供

県水防警報河川における河川状況（静止画像）は、下記のホームページで閲覧が可能である。

「愛媛県河川・砂防情報システム（河川カメラ情報）」

<http://www.pref.ehime.jp/kasen/Default.htm>

3 えひめ河川（かわ）メールによる情報配信

(1) アラームメール

愛媛県河川情報アラームメール（えひめ河川メール）は、あらかじめ利用登録されたユーザに対し、愛媛県が取扱う県内の雨量・河川水位や県管理ダムの放流情報を配信するサービスである。

利用に当たっては、携帯電話やパソコン等から下記にアクセスし登録が可能である。

「愛媛県河川情報アラームメールサービス」 <http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp>

(2) 配信情報

ア 雨量：雨量観測データ（138箇所）

降雨量解析値（レーダー）

イ 河川水位：水位観測所データ（28河川、39箇所）

ウ ダム：ダム放流量等

(3) 配信基準（基準値は選択可能）

ア 雨量：10分雨量基準値超過時、時間雨量基準値超過時、累加雨量基準値超過時

イ 河川水位：水防団待機水位超過時、氾濫注意水位超過時、避難判断水位超過時、
氾濫危険水位超過時（下回った場合の配信設定可能）

ウ ダム：ダム放流時（県管理ダム）

第7章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所

(河川及び海岸)

河川及び 海岸名	左右 の別	地区名等	延長 (m)	理由	担当 分団	特に危険な箇所 及び対策		図面 番号
						延長 (m)	工法	
重信川	左	重信川 河口より 中川原橋 まで	5,408	堤体漏水 基礎地盤 漏水	第4 第7 第8 第9	2,298	月の輪工 釜段工	①
長尾谷川	左	宗意原 新立	100	溢水	第2	100	積み土のう 工	②
ダングラ 川	左	宗意原	100	溢水	第2			③
土川	左 右	宗意原 新立	1,000 1,000	溢水	第2			④
早船川	左 右	宗意原 新立	1,100 1,100	溢水	第2			⑤
新田川	右	上高柳	500	溢水	第7			⑥
今新開水 路	左 右	新立	250 250	溢水	第2			⑦
松前港 (内港)		新立 本村	1,060	越波 高波	第2 第3			⑧
北黒田海 岸(港)		北黒田	278	越波 高波	第1			⑨
塩屋海岸		塩屋	750	越波 高波	第9			⑩
松前港 石油基地		宗意原	600	越波 高波	第2			⑪

※網掛けの河川及び海岸は、県水防計画による。

(樋門・水門・橋梁)

河川及び 海岸名	左右 の別	地区 名等	樋門名及び 水門名	担当 分団	特に重要な箇所		図面 番号
					対象	水防対策 工法	
重信川	左	北川原	重信川 水管橋	第9			(1)
重信川	〃	昌農内 西高柳 北川原	伊予鉄 重信川橋	第8 第9			(2)
重信川	〃	中川原 大 間 上高柳	J R 重信川橋梁	第4 第7			(3)
松前港 湾内		本 村	東レ東 水門 (本村樋門)	第3			(4)
松前港 港内		新 立 本 村	夫婦水門	第2 第3			(5)
土川	左	宗意原 新 立	土川樋門	第2			(6)
早船川	右	宗意原 新 立	早船樋門	第2			(7)
長尾谷川	左右	新 立	長尾谷樋門	第2			(8)
ダンダラ川	左	宗意原	ダンダラ川 樋門	第2			(9)
松前港 湾内		宗意原 新 立	江川排水樋門	第2			(10)
七宝川	左右	塩 屋	塩屋排水樋門	第9			(11)
国近川	左右	筒 井 塩 屋	国近川水門	第3 第9			(12)

(水防地区)

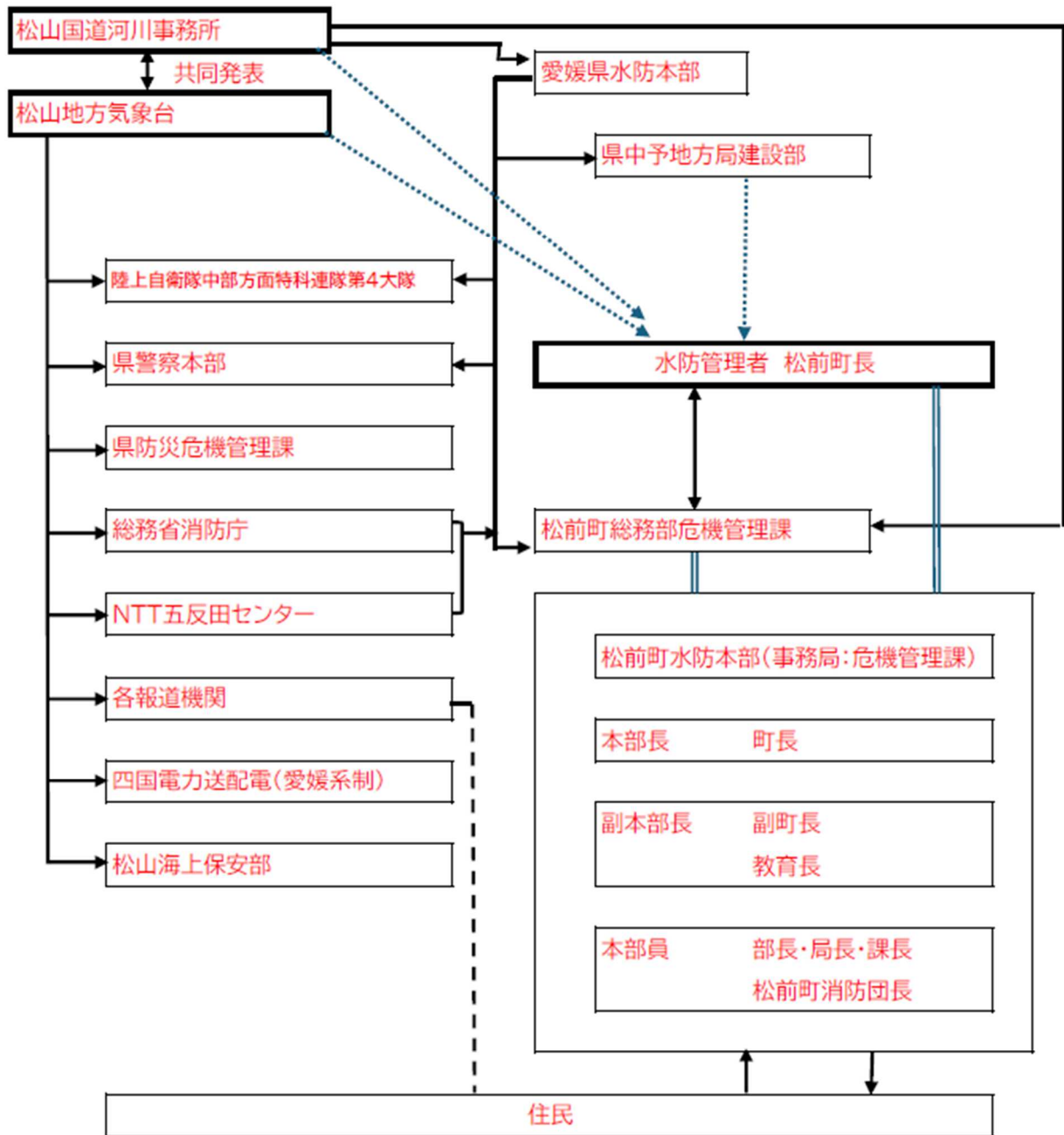
地区名	水防工法	理由	担当分団	備考	図面番号
筒西古井泉	積み土のう	溢水	第3		【1】
宗新意原立	積み土のう	溢水	第2		【2】
宗意原 (江川)	積み土のう	溢水	第2		【3】
北黒田 (地蔵町)	積み土のう	溢水	第1		【4】
鶴吉	通行止	冠水	第5	堤アンダーパス内	【5】

(注) 番号は、松前町水防計画要覧図の番号である。

(注) 水防地区については、水防準備体制(災害警戒本部準備)マニュアルに準ずる。

第2節 水防に関する伝達系統図

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県、松山地方気象台が共同して行う重信川の洪水予報伝達系統図（出合水位観測所）

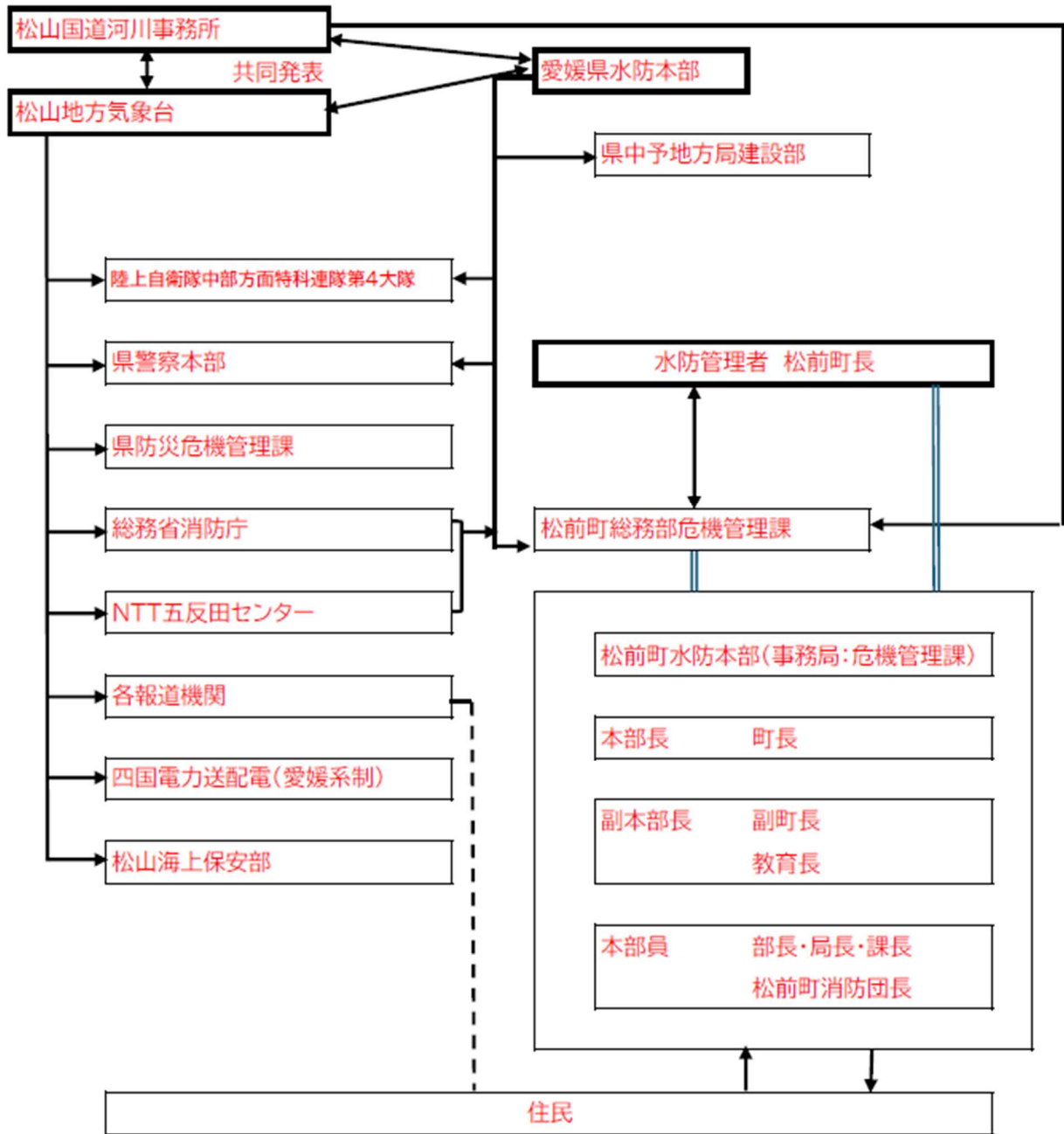


※1 各日本電信電話株式会社への伝達は「洪水警報」の発表と解除のみ

※2 インターネット防災情報提供システムによる伝達

※3 「.....▶」は、町長へのホットライン

国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県、松山地方気象台が共同して行う石手川の洪水予報伝達系統図（湯渡水位観測所）



※1 各日本電信電話株式会社への伝達は「洪水警報」の発表と解除のみ

※2 インターネット防災情報提供システムによる伝達

第3節 避難場所

避難所は、指定避難所一覧表及び福祉避難所一覧表のとおりとし、避難路は町内全道とする。避難に当たっては、その直前に再度安全性を確認し、住民に危険箇所を周知するものとする。

なお、国土交通大臣が公表した、重信川流域の1日間降雨量626mmの大雨により、重信川が堤防決壊（152箇所）等で氾濫した場合における浸水シミュレーションを基に、重信川水系重信川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を「松前町総合防災マップ（風水害編）」に掲載している。これによると、本町のほぼ全域が浸水するおそれがあり、洪水時の避難所については、利用を制限するとともにより安全な避難所を確保し、安全対策を講じるものとする。

指定避難所一覧表

No	施設名	収容可能 人員（人）	面積（㎡）	所在地	電話番号
1	松前小学校	1,469	2,939	筒井1175	089-984-1033
2	松前中学校	1,422	2,845	浜963	089-984-1149
3	北伊予小学校	948	1,897	神崎226	089-984-1322
4	北伊予中学校	826	1,652	神崎415-1	089-984-2254
5	岡田小学校	1,073	2,147	西高柳156	089-984-2249
6	岡田中学校	1,072	2,147	昌農内443-1	089-984-1357
7	伊予高等学校	2,065	4,131	北黒田119-2	089-984-9311
8	松前町国体記念 ホッケー公園	273	547	鶴吉118-1	—
9	松前公園	997	1,995	筒井638	089-984-7227
合 計		10, <u>145</u>	20,345		

※ 災害時の一時待機場所として、地域の集会所等を使用することもできる。

※ 収容可能人員については、おおむね2㎡当たり1人で算定（平成10年3月 愛媛県作成の市町村地域防災計画策定マニュアルを参考）

福祉避難所一覧表

No	施設名	収容可能 人員 (人)	面積 (㎡)	所在地	電話番号
1	松前町 総合福祉センター	262	5,010	筒井710-1	089-985-3200
2	養護老人ホーム 和楽園	154	5,399	大溝96-1	089-984-1265
3	ケアハウス ひまわり苑	21	6,747	鶴吉635-1	089-985-0170
4	総合福祉施設 エンゼル	49	9,305	北川原33-1	089-984-6407
5	介護老人福祉施設 こより	9	2,046	神崎586-3	089-985-5411
6	老人保健施設 菜の花	24	12,306	神崎578-1	089-984-7087
7	グループホーム ひなたぼっこ	9	1,144	西高柳267-1	089-984-0022
8	グループホーム なかがわら	25	1,817	中川原168-1	089-984-7666
9	介護付有料老人ホーム 笑歩会松前	10	1,795	筒井317-2	089-985-1210
10	特別養護老人ホーム 松前	10	2,756	西古泉301-1	089-994-6830
11	有料老人ホームみか ん・松前	10	2,538	恵久美804-1	089-909-6095
合 計		583	50,863		

令和8年度 松前町水防協議会委員名簿

(順不同)

No	区分	役職	氏名	備考
1	会長	松前町 町長	田中 浩介	
2	委員	伊予警察署 署長	曾我 龍哉	
3	〃	中予地方局建設部 部長	村上 雅彦	※
4	〃	松前町自主防災会連合会 会長	福嶋 康博	※
5	〃	松前町自主防災会連合会 副会長	武井 浩二	※
6	〃	松前町自主防災会連合会 副会長	茂川 俊英	
7	〃	松前町消防団 団長	水口 泉	
8	〃	松前町消防団 副団長	岡田 裕二	
9	〃	松前町消防団 副団長	水口 哲司	※
10	〃	松前町消防団 副団長	川本 和孝	
11	〃	伊予消防等事務組合松前消防署 署長	村田 淳	
12	〃	松前町総務部 部長	平村 展章	※
13	〃	松前町産業建設部 部長	山田 善仁	
14	〃	松前町産業建設部まちづくり課 課長	大政 邦弘	
15	〃	松前町産業建設部産業課 課長	大塚 英輔	

※ 新委員

【参考】松前町水防協議会条例（抜粋）

（招集）

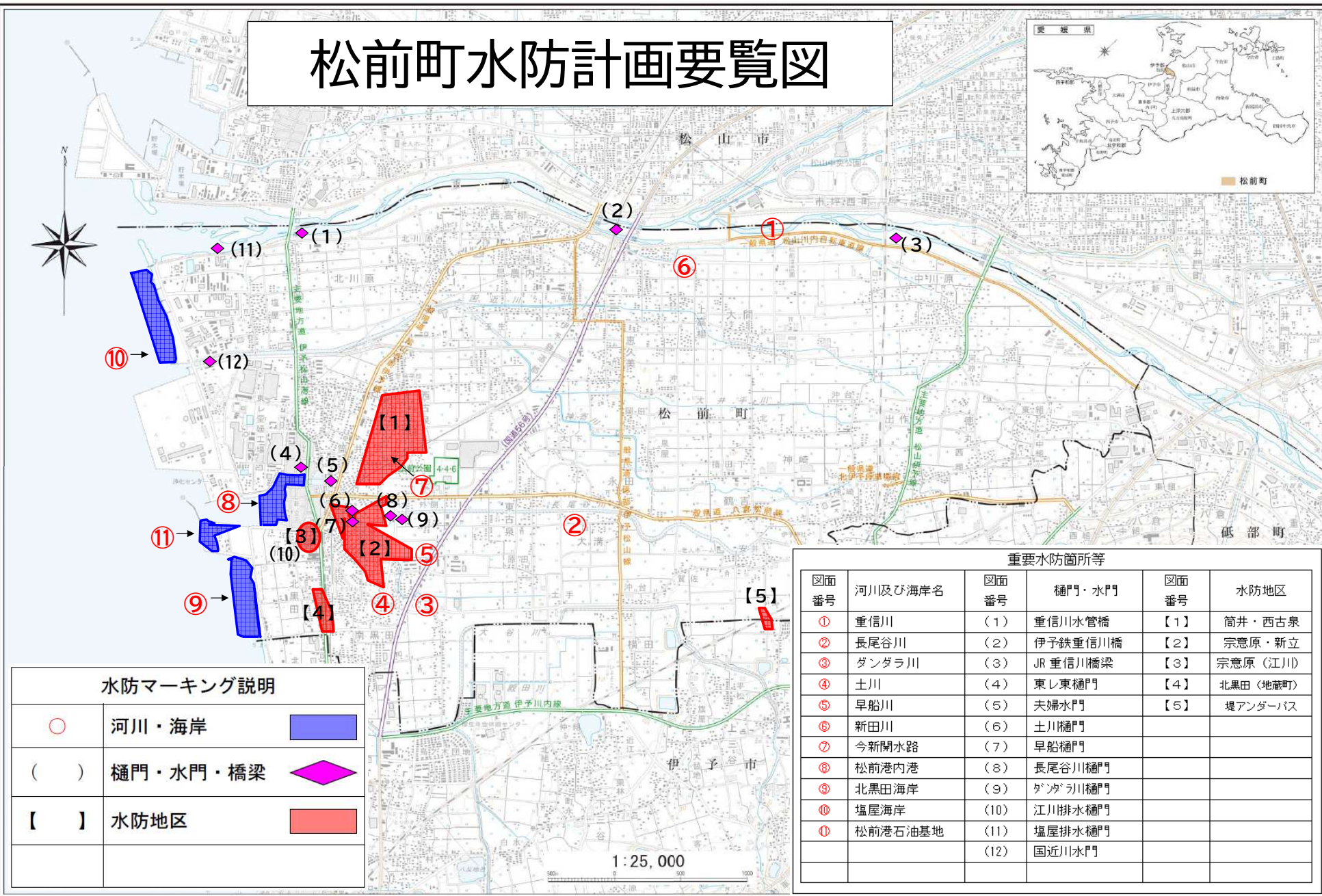
第6条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

（定足数及び表決）

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

松前町水防計画要覧図



水防マーキング説明

○	河川・海岸	■
()	樋門・水門・橋梁	◆
【 】	水防地区	■

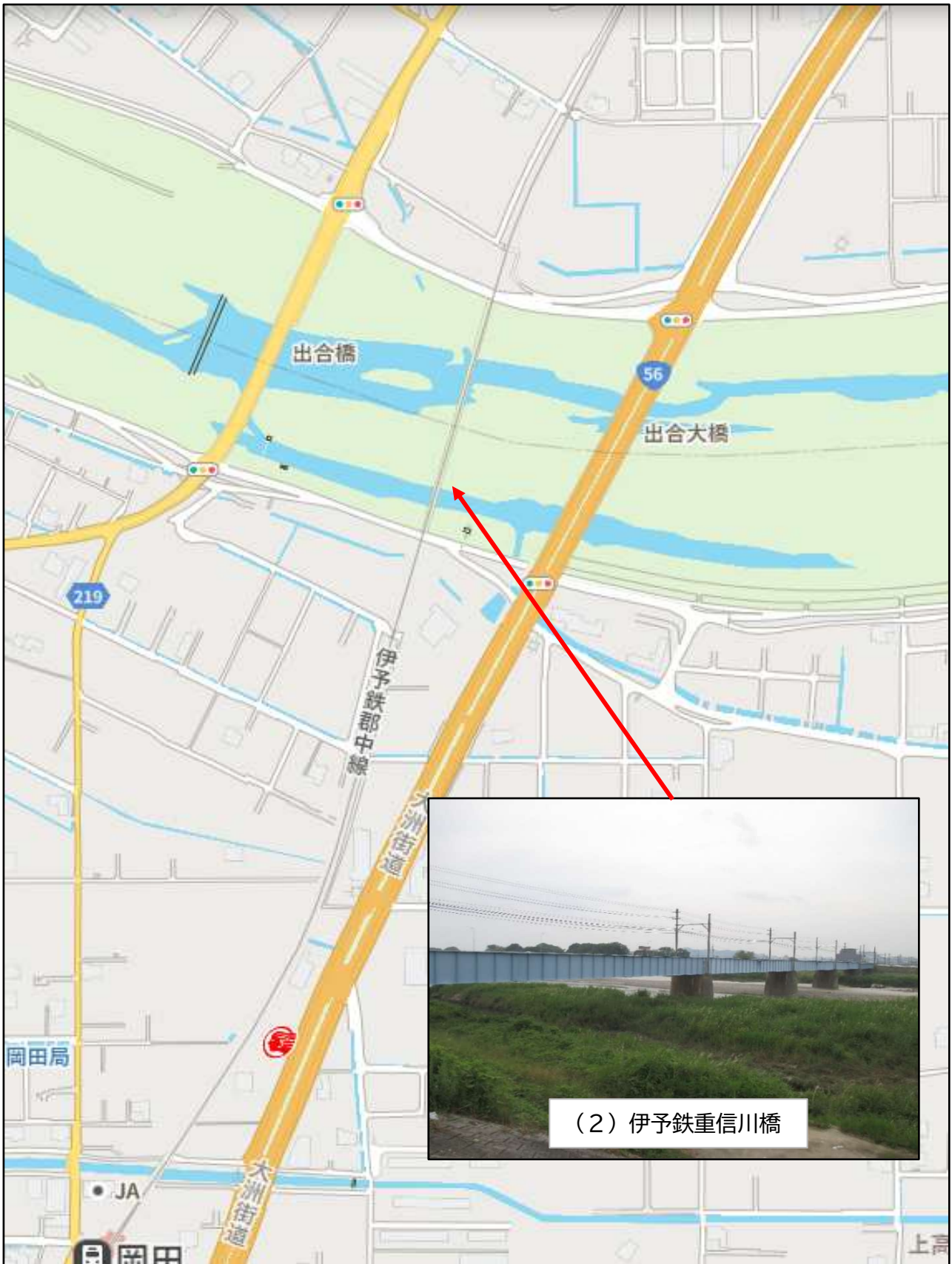
重要水防箇所等

図面番号	河川及び海岸名	図面番号	樋門・水門	図面番号	水防地区
①	重信川	(1)	重信川水管橋	【1】	筒井・西古泉
②	長尾谷川	(2)	伊予鉄重信川橋	【2】	宗意原・新立
③	ダンダラ川	(3)	JR重信川橋梁	【3】	宗意原(江川)
④	土川	(4)	東し東樋門	【4】	北黒田(地蔵町)
⑤	早船川	(5)	夫婦水門	【5】	堤アンダーパス
⑥	新田川	(6)	土川樋門		
⑦	今新開水路	(7)	早船樋門		
⑧	松前港内港	(8)	長尾谷川樋門		
⑨	北黒田海岸	(9)	ダンダラ川樋門		
⑩	塩屋海岸	(10)	江川排水樋門		
⑪	松前港石油基地	(11)	塩屋排水樋門		
		(12)	国近川水門		

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平24内規 第3号)



(1) 重信川水管橋













(8) 長尾谷樋門

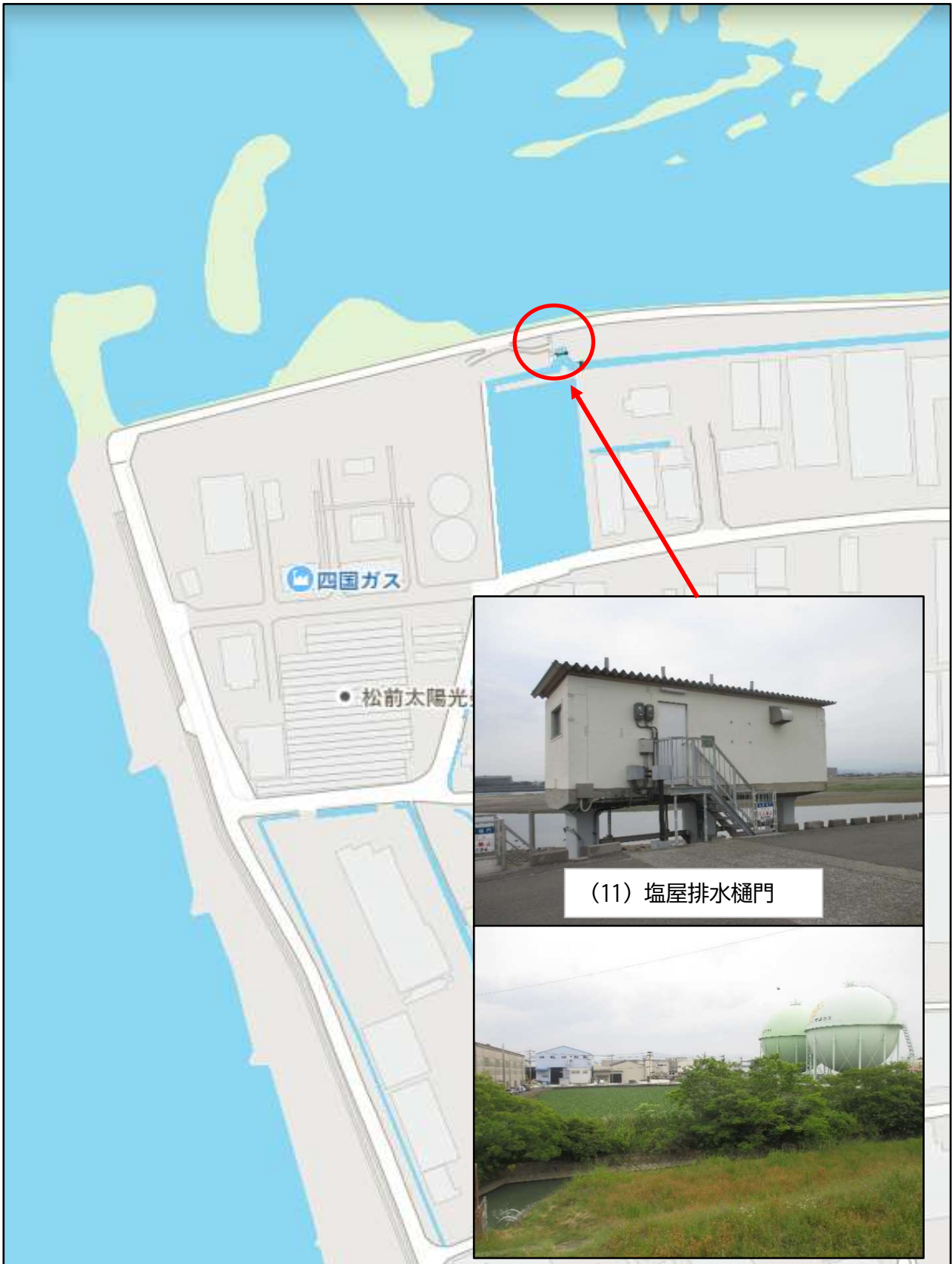


(9) ダンダラ川樋門

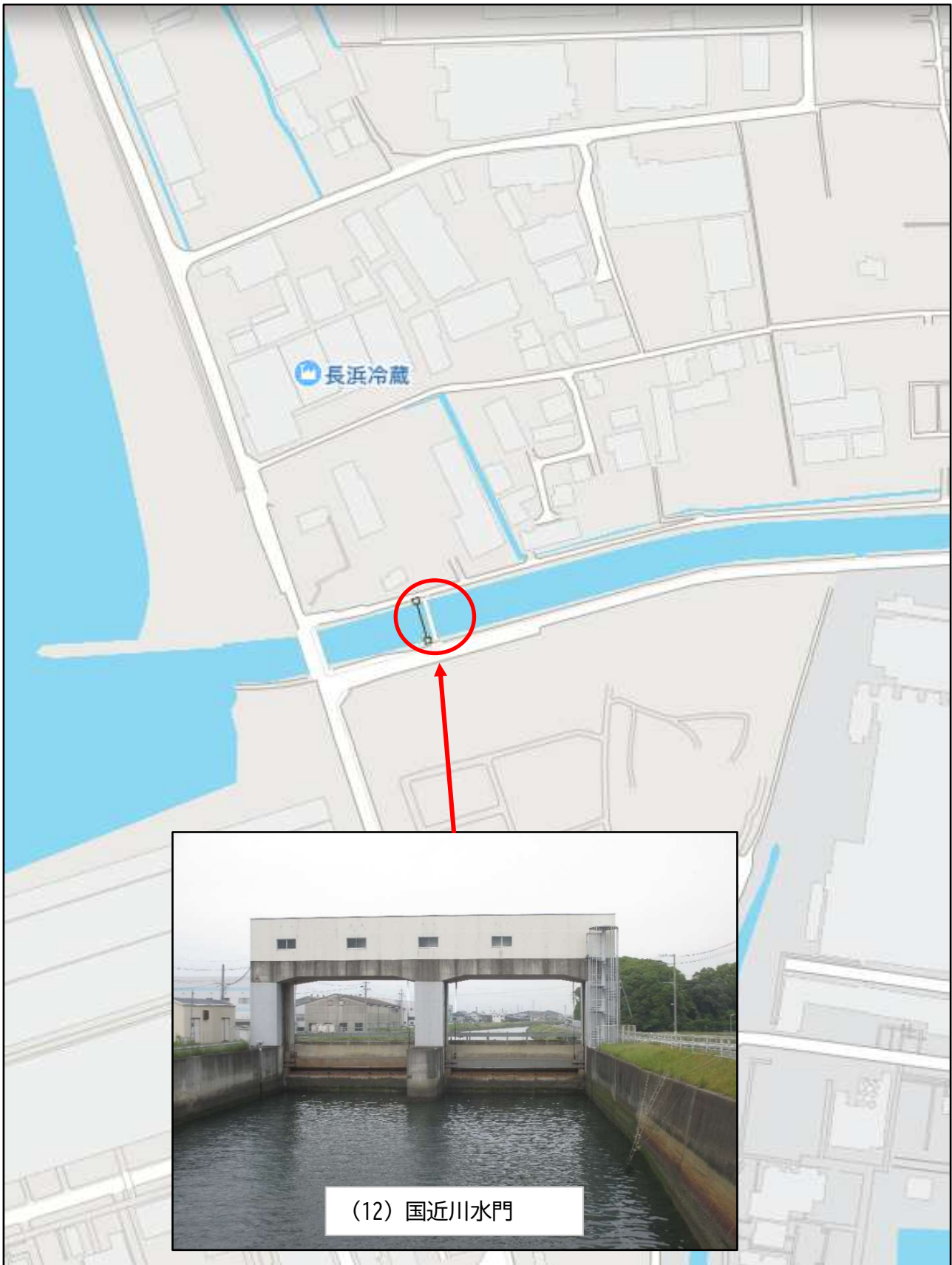
鎌田製菓工場

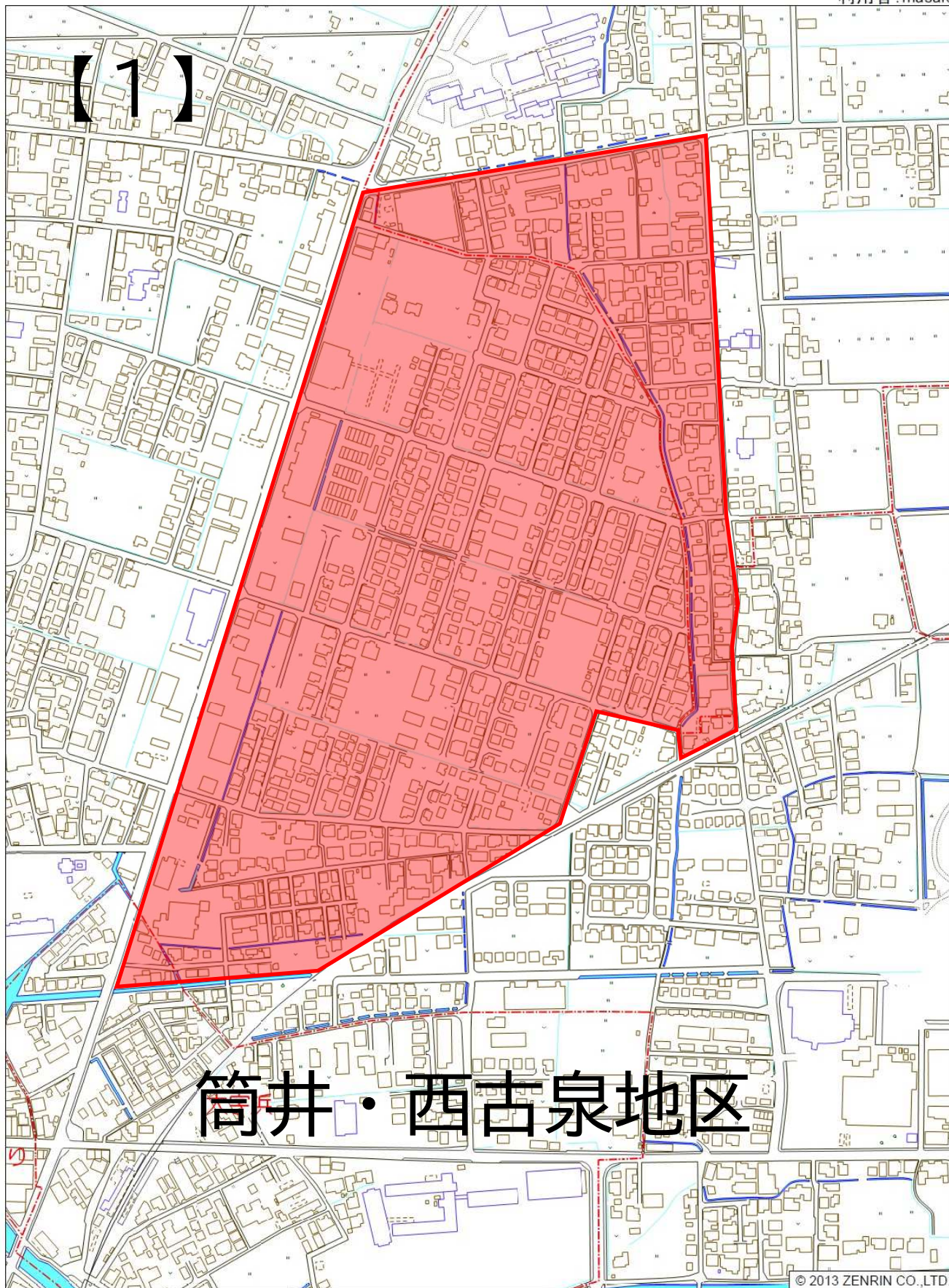
福樹歯科医院





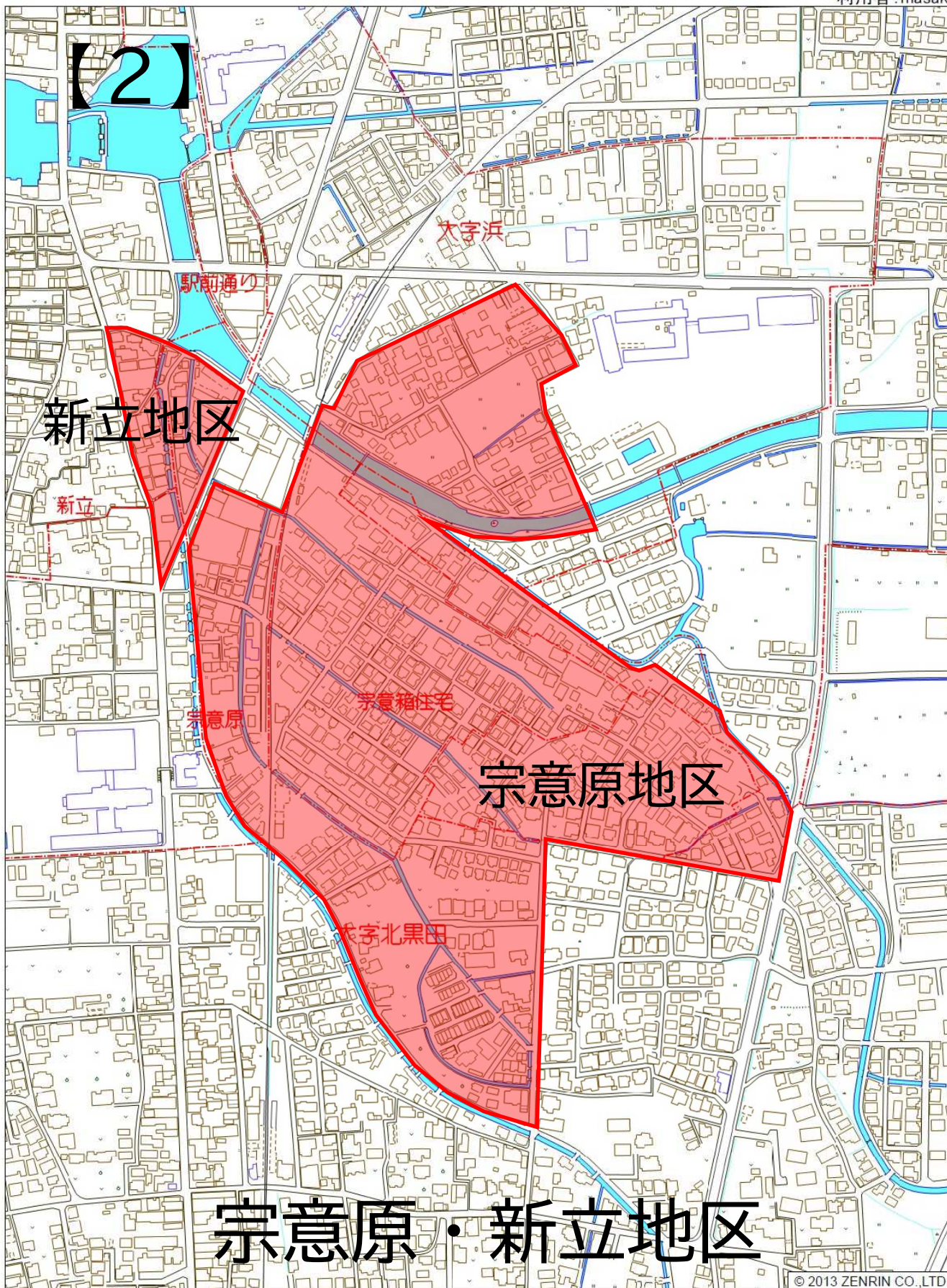
(11) 塩屋排水樋門





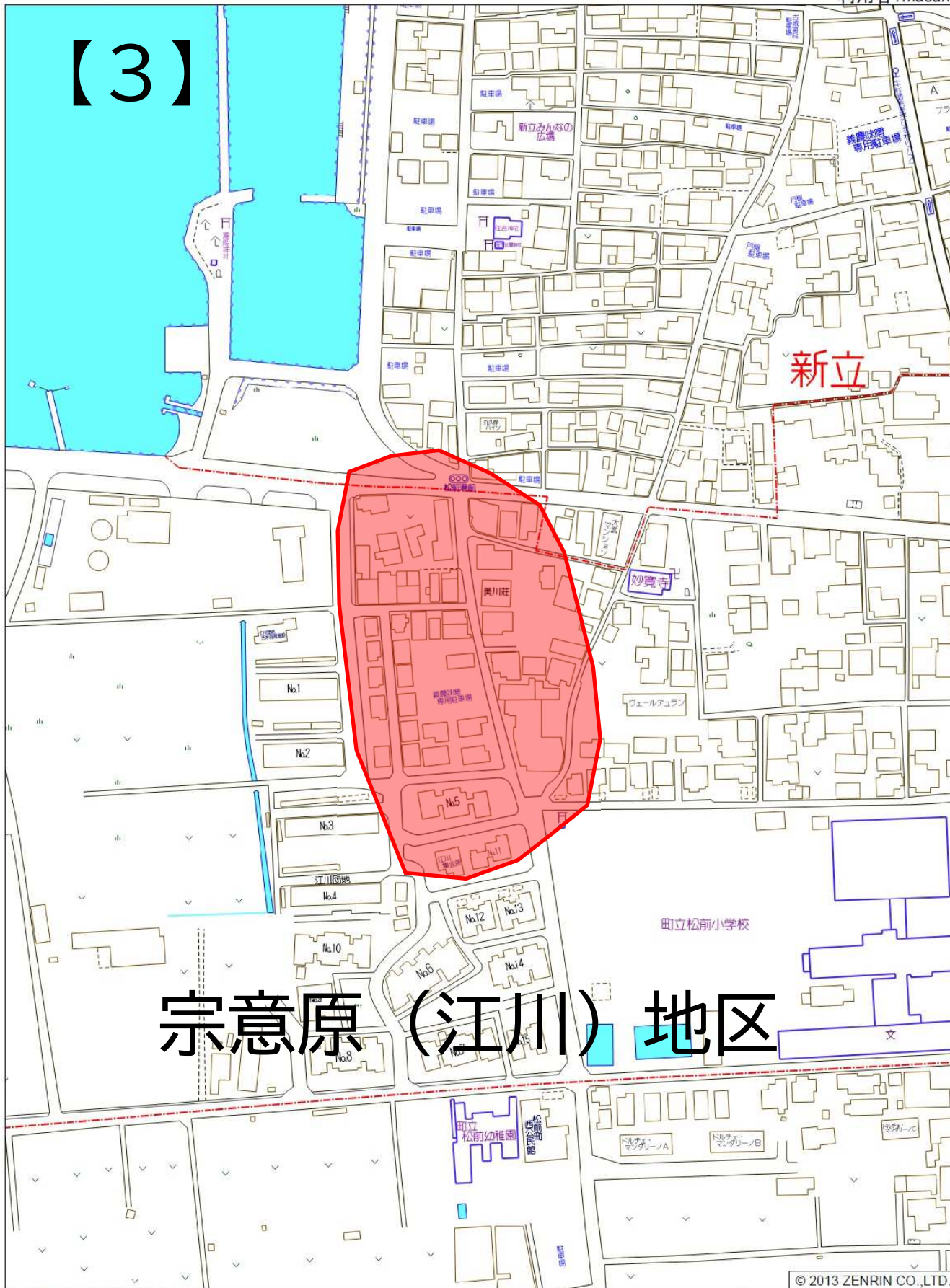
松前町大字筒井付近

縮尺 1 / 4,000 



松前町大字筒井付近

縮尺 1 / 4,000 120m



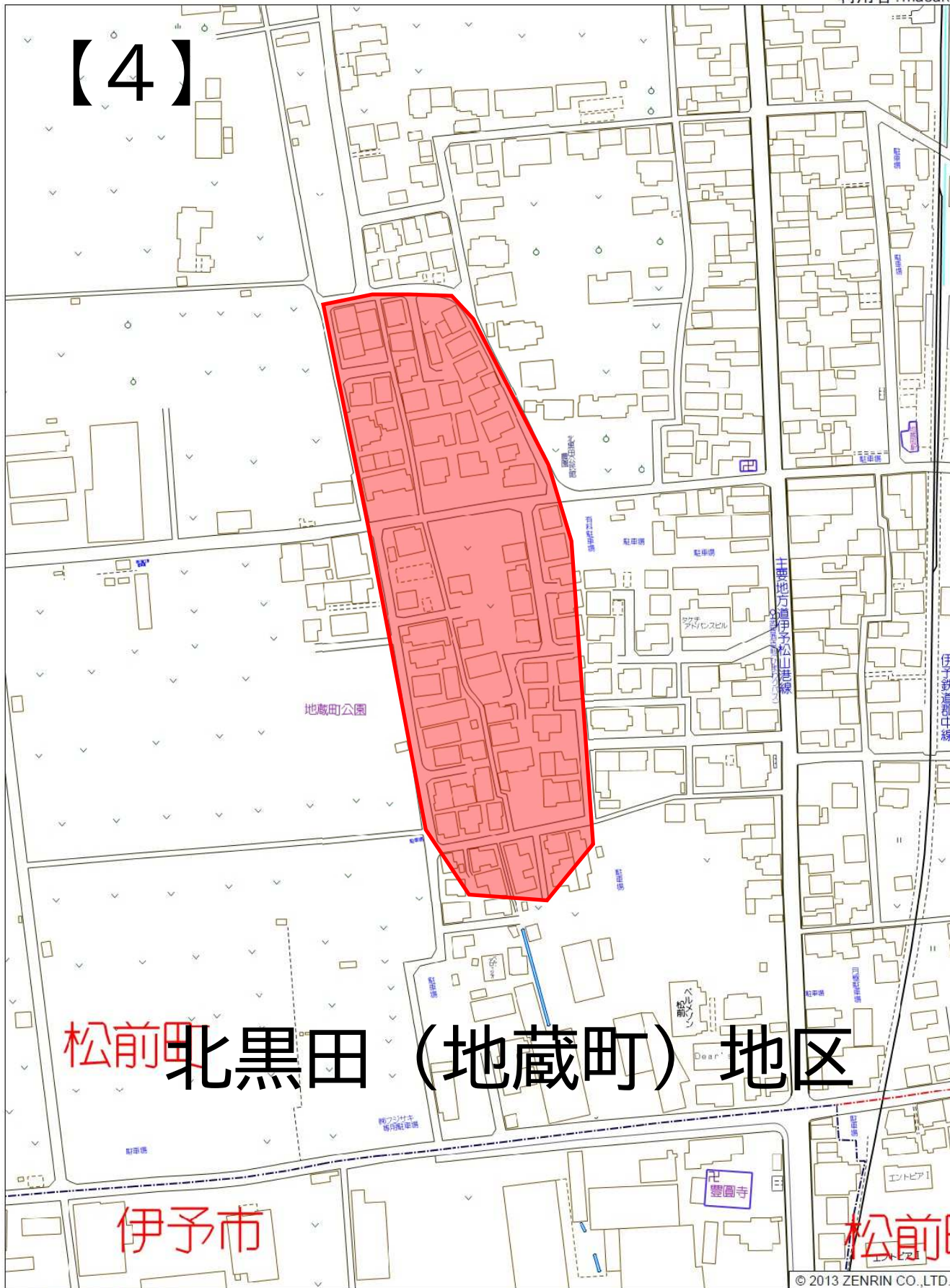
【3】

宗意原 (江川) 地区

松前町大字筒井付近

縮尺 1 / 2,000 60m

【4】



松前町大字北黒田付近

縮尺 1 / 2,000 60m



松前町大字鶴吉付近

縮尺 1 / 2,000 60m